

# 総務産業委員会報告書

令和5年3月8日

備前市議会議長 守井秀龍 様

委員長 山本 成

令和5年3月8日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

## 記

案 件	審査結果	少数意見
議案第18号 令和4年度備前市土地取得事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決	なし
議案第19号 令和4年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	なし
議案第3号 令和5年度備前市土地取得事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第4号 令和5年度備前市三石財産区管理事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第33号 備前市三石財産区基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第5号 令和5年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第41号 備前市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について	原案可決	なし
議案第31号 備前市職員の給与に関する条例及び備前市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第32号 備前市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第39号 備前市消防団の定員、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第42号 備前市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	原案可決	なし
議案第43号 備前市企業版ふるさと納税基金条例の制定について	原案可決	なし
議案第48号 備前市過疎地域持続的発展計画の一部変更について	原案可決	なし
議案第49号 岡山市及び備前市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部変更について	原案可決	なし
議案第51号 デジタル同報系防災行政無線整備工事の請負契約の変更について	原案可決	なし
議案第52号 財産の取得について	原案可決	なし
議案第58号 財産の取得について	原案可決	なし

<所管事務調査>

- 人口減少に伴う財政関係の考え方について
- 備前緑陽高校サポート事業補助金について

<報告事項>

- 市の施設及び教育施設の爆破予告について（危機管理課）
- デジタル田園都市国家構想交付金（マイナンバーカード利用横展開事例創出型）について（デジタル推進課）
- 令和5年度の国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得基準の引上げについて（税務課）
- マイナンバー取得の有無を支給要件とした備前緑陽高校サポート事業補助金について（総合政策部）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
報告（緊急）	2
議案第18号の審査	2
議案第19号の審査	3
議案第3号の審査	6
議案第4号・議案第33号の審査	8
議案第5号の審査	12
議案第41号の審査	13
議案第31号の審査	21
議案第32号の審査	22
議案第39号の審査	23
議案第42号の審査	25
議案第43号の審査	25
議案第48号の審査	26
議案第49号の審査	27
議案第51号の審査	29
議案第52号の審査	30
議案第58号の審査	30
総務部・総合支所部外関係	
報告事項	31
所管事務調査	37
市長公室・総合政策部関係	
報告事項	40
所管事務調査	41
閉会	44



## 総務産業委員会記録

招集日時	令和5年3月8日（水）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時29分	開会　～	午後3時17分	閉会
場所・形態	委員会室	会期中(第1回定例会)の開催		
出席委員	委員長	山本　成	副委員長	内田敏憲
	委員	尾川直行		石原和人
		森本洋子		藪内　靖
		松本　仁		
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	守井秀龍		
傍聴者	議員	なし		
	報道	なし	一般	あり
説明員	市長公室長	藤田政宣	秘書課長	吉田祐介
	広聴広報課長	則枝勇人		
	総合政策部長	梶藤　勲	企画課長	馬場敬士
	ふるさと納税課長	桑原淳司	危機管理課長	青木克行
	事業推進課長	國光裕一郎		
	総務部長	今脇典子	総務課長	春森弘晃
	財政課長	榮　研二	契約管財課長	岸本豊弘
	税務課長	木和田純一	デジタル推進課長	行正英仁
	総合支所部長 兼三石総合支所長 兼日生総合支所長	杉田和也	吉永総合支所長 兼管理課長	江見清人
	三石総合支所管理課長	瀬尾茂樹		
	会計管理者	三宅貴夫		
審査記録	次のとおり			

## 午前9時29分 開会

○山本委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

本日の委員会は、市長公室、総合政策部、総務部、総合支所部ほか関係の議案の審査と所管事務調査を行います。

まず、本委員会に付託された議案の審査を行います。議案審査終了後、説明員を入れ替えて総務部、総合支所部関係の所管事務調査、報告事項を行います。総務部ほか関係の調査等終了後、説明員を入れ替えて市長公室、総合政策部ほか関係の所管事務調査、報告事項を行うこととしております。つきましては、円滑なる議事の進行に格別の御協力をお願いします。

### \*\*\*\*\* 報告事項（緊急） \*\*\*\*\*

ここで危機管理課より報告がございます。

○青木危機管理課長 危機管理課から御報告させていただきます。

本日の午前2時過ぎに市役所のファクスのほうに爆破予告の文書が届いておりまして、備前市だけではないようですけれども、内容的には本日3月8日午後3時34分から午後8時10分間の間に貴殿の地区に所在する主要な公共施設と教育施設に爆弾をしかけたので、その間に爆発しますというような内容のファクスが届いております。当然、その後すぐに警察のほうにも情報提供をしておりまして、内容のほうを見てもらって対応を行ってもらうようにしております。

それから、職員には掲示板で周知して、市の施設と教育施設への注意喚起のほうも行うことにしておりますので、御報告させていただきます。

○山本委員長 質疑のある方の発言を許可します。

○石原委員 時々その手の予告があつたりしますけれども、備前市でも過去にもあつたのか、教育施設においては早めに授業を調整されて下校したり、公共施設については閉じたりという対応も含めて今検討されているということによろしいでしょうか。

○青木危機管理課長 そうです、検討もしていると思いますし、情報提供したばかりで学校等がどう対応されるかは聞いておりませんが、パトロールとかで対応されると考えております。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、それでは直ちに本委員会に託された議案の審査を行います。

### \*\*\*\*\* 議案第18号の審査 \*\*\*\*\*

初めに、議案第18号令和4年度備前市土地取得事業特別会計補正予算（第3号）についての審査を行います。

議案第18号についての質疑を行います。

○尾川委員 補正で上がっていますが、もう少し具体的に踏み込んだ説明はできないか。一般質問も結構あつたと思うが、その辺をお聞きしたい。

○岸本契約管財課長 今回の分につきましては利子補給が入ってきたものを積み上げる補正と、繰越分についてを上げさせていただいております。

○石原委員 さっき言われた繰越明許費、4ページですか、細部説明にも分筆登記、相続登記の必要な土地があって、これらの手続に十分な期間の確保を要するためという理由づけがされておりますけれども、ここで言う土地はどちらの土地になるのでしょうか。

○岸本契約管財課長 繰越しする土地につきましては、鶴海地区の土地と東片上の土地と、あと伊部の土地になっております。

○石原委員 手続に十分な期間の確保ということですけど、どれぐらい期間が必要だという、あくまで現時点ですけども、なるべく早めにとということでしょうけれども、かなりかかりそうなのか、お見込みをお聞かせいただければと思う。

○岸本契約管財課長 今の状況ですとまだはっきりしたことは申せませんが、おおむね3か月ぐらいを見込んでおります。

○尾川委員 一番聞きたかったのはそこを聞きたかった。それで結局、具体的に東片上の土地としたら何か工事、整備するという費用が上がっているわけじゃろう。その辺で混乱してしもうて、前にほかの委員の方もずっと指摘してきている分ですけど、そのあたりで何か整理がつかんという、休憩したりするような考えはないですか。もうとにかく取得した、それで整備するといういきよるから十分な期間を確保するとか、どれがどれやら分からん。一呼吸置くというのはいかないのか。その辺説明してもらいたい。

例えば東片上、今度整備するという予算が出ていましょう。それは関連しとんじゃないかと思うけど、別の土地だったかと思うたりするし、その辺もうちょっと踏み込んで説明してほしい。

○岸本契約管財課長 今、当初ですと3月までには終わる見込みで進めておりましたが、相手方がおられますので、多少時間がかかっているという状況です。それが終わったら次は工事にかかる計画で今進めておるのが現状でございます。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第18号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第19号の審査 \*\*\*\*\*

次に、議案第19号令和4年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計補正予算（第2号）の審査を行います。

議案第19号についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

○森本委員 細部説明書8、9ページに、当初予定していなかった収穫事業と書いてあるけど、具体的にどういう事業か教えてください。

○江見吉永総合支所長 財産区の土地に生えております立木を売り払ったものでございます。

○石原委員 当時予定していなかった収穫事業がこの特別会計ではちよくちよく出てきます。本年度も11月の補正第1号でもありましたけれども、そういう事業はなかなか予定が立たないものではないでしょうか。毎年当初予算段階ではごく僅かな金額が計上されていて、年度途中で当初予定しなかったものがこういう形で歳入される。こういう収穫事業はどのような流れで行われるものですか。先方から働きかけがあって始まる事業なのか、当初は予定がないけれども、こちら側からこちら辺りの立木を伐採しましょうみたいな流れでいくものなのか、お聞かせいただければ。

○江見吉永総合支所長 今回の補正予算につきましては、売払い先がおかやまの森整備公社という県が所管しております林業を推進している法人でございます。流れといたしましては、今回ですと、先方、おかやまの森整備公社から材木の需要があるので、岡山県が所管しているこの土地についてはざっと木を切ってしまうと例えばはげ山になってしまうことがないように計画的に県内各地の森についてこのぐらいの材木を切っていきましょうという計画を基にやっております。

そもそも需要がないとそういう計画も進まないということですが、ここ数年ですと昨今の物価の高騰もあって輸入材木も高騰しているので、国産の材木の需要が高まっているので、昨年度も材木の売上げはあったけれども、2年連続で売払いを行っているものになります。

その前につきましては、大体2年に一回、3年に一回程度の売払いですので、当初予算で毎年あるものではないので、見込まずに補正予算で対応してきたということで、ここ数年ですとそういう情勢がありますので、毎年出てくるけれども、今後はまたどうなるか分からないので、補正予算で対応させていただいているものになります。

○石原委員 そういった予定していなかった事業で388万円の収入があって、それを歳出で交付金と一般会計の繰出金と予備費というところに振り分けられる根拠、基準というか、そのあたりもお聞かせいただければ。

○江見吉永総合支所長 この売払いを行ったものについても配分割合が決まっており、その土地の種類、区分によって違うけれども、基本的には地元2分の1、それから財産区で4分の1、市の4分の1という割合が一番高くなっております。

場所によっては地元ではなくて財産区と市で2分の1ずつという割合の区分の土地もございまして、それを計算しますと今回の割合のもので金額として出てくるというものでございます。

○尾川委員 立木の需要は今相場ではどんな感じですか。臨機に対応するのは補正でやれればいいと思うけど、私の質問は予想できるのは予想してやっているのかと。効率よく仕事したほうがいい、それと計画をきちっと立てていったほうが予算として正確ではないかという話で質問させてもらいよんですけど。今木の相場は、その需要が増えてきたということの説明があったが、何



で需要が増えてきて相場的にはどうなのか、説明してもらいたいと思う。

○江見吉永総合支所長 私も説明があった話ではございますけれども、需要については先ほども申したように輸入材木が高騰していることから、国内の材木の需要は高まってきていると聞いております。ただ、金額的にいうともともと輸入材木は安かったものですからそこまで、国産の材木も若干高め取引をされていると聞いておりますけれども、金額的にはそこまで高く取引されているものでもないというふうにはお聞きはしております。

計画的なものでございますけれども、先ほど申したように一応取り過ぎないようにということと計画を立てて県も国も行ってると聞いてございますけれども、年度当初に大体今年度これぐらいの材木の需要があるからここの地域についてこれだけの木を切りたいという申入れが先方からあり、協議をした結果大体このぐらいのものを切っていきましょう、この範囲を切りましょうという協議をしつつやっていますので、その年度に入ってから協議をさせていただいて、それで実際に切って補正予算で収入していくという流れと御理解いただけたらと思います。

○尾川委員 結局、積極的に売ろうとしているのか、買う言うから仕方なく売りよんか、要するに積極的に、財産区が売ることか、その辺の対応は。輸入材が不足、高騰しているのかよく分からないけど、チャンスでもっと販売してもうけというたら言葉は悪いけど、もっと積極的に前向きにやるという考え方は、注文さえあったらただせにゃいけんという消極的な対応ですか。その辺聞かせてもらえたらと思う。

○江見吉永総合支所長 先ほどもお話ししたとおりで、相手側から申入れがあって、そちらも計画的にこれぐらいを切りましょうという話でありますので、こちらのほうから積極的にどんどん木を切ってくださいという働きかけは確かにはないと思いますけれども、それも計画を持ってやっているということで、その中で需要が高まれば計画が早まるといいますか、どんどん木は切っていきましょうという話にはなりますけれども、そういったところでのやり取り、県内各地の地方公共団体がうちの木を買ってくださいと、切ってくださいということで進めているものではないと御理解いただけたらと思います。

○尾川委員 森林税も取られるわけだから積極的に備前市ももうけるように手入れ、勝手に木を売るというたってある程度の大きさにならないと売ろうにも売れないのはよく分かるけど、そのためにみんなから森林税取るわけだから、その分こっちももろてもうけるように、もうけるというたら言葉が悪いけど、積極的に対応してもらいたいですけど、その辺の考えはどうですか。

○江見吉永総合支所長 先ほども申しました年度に入りましてから協議もありますので、その中で話で、できる範囲でこちらのほうは木を切らせていただいて結構ですよという話是可以なあとしますので、そういう話にはしていきたいと思っております。

○石原委員 388万円ですけれども、どれぐらいの規模の伐採というか、どれぐらいの木の量でもってこれぐらいになるのか。参考までに面積なのか、体積か、重量か、そのあたりでそれぐらいの伐採をしてこの金額というのが分かりますか。

○江見吉永総合支所長 これも例えば国とか県の公社の測り方で違ってくるわけですが、今

回おかやまの森整備公社で切るものについては土地の広さになっております。全体的には10.77ヘクタール。それは全て、全部切り倒していくわけではなくて、間引くといったらよろしいでしょうか、適度に木を切っていくということになっていくというものでございます。

○**山本委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第19号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第3号の審査 \*\*\*\*\*

次に、議案第3号令和5年度備前市土地取得事業特別会計予算についての審査を行います。

議案第3号についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

○**石原委員** 資料もお出しいただいて、分かりやすい図面もありがとうございます。

今回は、こういう形で合わせて6万1,086平方メートルを取得する、図面にもありますけれども、当然土地ですからこういう複雑な形状のところをこのたび取得する提案です。ここで取得する理由で太陽光発電設備なんかも次々と進んでいくことも想定されるのでみたいなことがあったけど、今回こういう範囲を取得することの、ここ道路がありますけれど、道路の際のあたりまで広めにとかはどうですか。今回、こういう面積でこれだけの範囲という根拠をお聞かせいただければ。

○**大森都市整備部長** 今回の面積につきましては、一般質問でもこの場所につきましては井坂川と県道磯上備前、それから不老川に囲まれた土地ということで上げさせていただいております。

委員御指摘のように、順次区画整理を廃止した土地につきましては区域を広げていきたいと考えておりますが、今回はこの赤で囲まれたところになります。先ほど委員おっしゃられましたように、太陽光の設置でとか、業者が回っているということで、そうなりますと無秩序な開発が広がるということで、虫食い状態になってせっかくの土地が使えないということになります。2枚目の図面でもお示ししておりますように、ここは備前市でも非常に重要な土地でありますので、ここは適正な誘導をしたいということで上げさせていただいております。

○**石原委員** 歳入の繰入金で一般会計からと、それから基金からの繰入れが同じ金額で繰り入れられてということですけど、これも歳出で見たらこの委託料であったり、購入費であったり、補償補填であったりを足し算すればちょうど3億円になるということで、この一般会計もしくは基金から繰り入れられる計算式というか、根拠は何かあるのでしょうか。

○**大森都市整備部長** 3億円につきましては、この土地の規模ということで、このあたりを集中

的にやりまして、その後状況を見まして拡大したいと考えておりますので、そういう積算の根拠ということでございます。

○石原委員 とにかく土地を取得するための費用は土地開発基金からの繰入金で賄うという理解でいいですか。恐らくこれまでもそうだったかもしれませんが、いま一度確認をさせていただきたい。

○大森都市整備部長 御指摘のとおりでございます。

○石原委員 この件については、取りあえず土地を取得する、先行取得の意義ある取得とは思いますが、ここで取得をされて、今後整備に当たっても国等からの例えば何らかの補助対象事業というところでかなりの国・県等の補助も見込まれる、また有利な起債というところも見込まれる事業になっていくのでしょうか。かなり大きな規模の事業になるかとは思いますが。

○大森都市整備部長 委員おっしゃられるとおり、非常に大きな工事になりますので、起債、有利な補助金を取りに行くというのは必要かと思えます。

あわせて、今浦伊部線をやっておりますが、こちらは国の補助金をもらいまして順次進めているところでございます。これ以外にもこれだけの大きな事業を進めるわけですから、ほかに東西に続く道路のほうも、当然南北も併せて計画していかないといけないと考えております。

○尾川委員 資料1について、これ見て赤線の囲いが今回取得しようとする土地だと思う。それ以外の土地がこの基本構想図を見てもその辺の整合性というか、今後の考え方というのを、全部備前市が買い取って計画を進めていこうとするわけですか。その点、宅地、家が建ったりしていると思うけど、その辺について説明してもらいたい。

○大森都市整備部長 今回、購入を予定しているのが赤で囲んだところになります。先ほども言いましたように、この辺り太陽光の設置で業者が動かれておりますので、早急に買いたいというところでございます。

浦伊部線の周りの空白のところは、家屋は買う予定は今のところございませんが、道路に面したところは道路の工事のほうで買っていくということでございますので、家屋を除いた部分については市が買っていくということでございます。今後、企業誘致、公共の用地に計画をしていくということでございます。

○尾川委員 将来活用ゾーンは今までも説明があつて聞いているかも分からない。図面は大きさが違うので、道路と1の資料とは違うと思うけど、そのあたりの考え方、将来活用ゾーンについてはどうお考えですか。

○大森都市整備部長 将来活用ゾーンを2枚目で書いておりますが、今用途地域を設定しておりますけど、そちらに合わせた計画を載せております。この浦伊部線ができましたら都市計画決定を変え、道路に合わせた用途の設定をしていくということになります。その用途を変更するに当たり、将来を考えてどういったものを誘導していくかというところを今後検討しながらになっていくかと考えております。

○尾川委員 この辺の全体構想は今までもらっているかも分からないですけど、ただこの伊

部・浦伊部土地区画整理事業の廃止について、基本構想図の素案という、これはこれ以上詳細にわたっての計画書は現在のところあるのか。

○大森都市整備部長 こちらから詳しく用途、用途地域もまだ変わっておりませんので、どういったものにするという細かいところはお示ししておりません。

○尾川委員 そんな漠然とした、何か絵を描いただけで国の補助を受けられるのか。

○大森都市整備部長 国の補助をもらうということになりますと、非常に具体的なものが決まって国に補助申請を出して進めていくということになりますので、現在のところは土地の先行取得をするということですので、それからということになるかと思えます。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第3号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第4号及び議案第33号の審査 \*\*\*\*\*

次に、議案第4号令和5年度備前市三石財産区管理事業特別会計予算についての審査を行います。

議案第4号についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

○尾川委員 8、9ページの歳入、駐車場用地貸付料87万1,000円、昨年度からというとだんだん下がってきて、利用者が減ってきているという寂しい話ですけど、駐車場の用地の貸付料の台数、予算の予定を教えてください。

○瀬尾三石総合支所管理課長 三石駅前駐車場ですが、定期利用が14台、一般利用が260台、船坂駐車場ですが、定期利用が10台を見込んでおります。

○尾川委員 金額が下がっているからまた例えば三石駅なんか減っているかと思うたら、昨年の予算もどうか分かりますけど、増えている、去年は13台と聞いていた。14台になっているということは、三石駅の利用者が使っているのかどうかその辺も定かでないけど、額は下がりがら、単価を下げているということですか。

○瀬尾三石総合支所管理課長 駅前駐車場と船坂駐車場以外に旧三石町役場前の駐車スペースがありまして、そこを備前東商工会にお貸ししております。今、委員が言われたとおり駅前駐車場等は若干増えていますけど、東商工会に貸している区画数が向こうからの要望により減したということで、駅前等は増えているけど、金額的には若干減っているということです。単価的には変更はありません。

○石原委員 歳入8、9ページ、繰入金で財産区の基金から1,000万円、コンビニ出店支援事業のためでしょうけれども、1,000万円仮に繰り入れますと基金の残高、どれぐらい残るのでしょうか。

○瀬尾三石総合支所管理課長 基金残高ですけど、今約1億円ほど基金にはありますので、残り9,000万円程度残ると思います。

○石原委員 12、13ページ、歳出で繰り入れられたものが一般会計、これも一般会計のほうでお聞きすべきか分からないですけど、コンビニ出店事業のための繰入れ、繰り出しというのが、いただいた新規事業の概要の中に「出店支援事業」があって、これも一般会計でのお話になるでしょうけれども、現時点でお見受けしますと令和5年度にこの形で出店の準備というところの1,000万円、それから令和6年度以降4年間にわたって各年度250万円ずつ、5年総額で2,000万円という形で想定をされているわけですけども、予算計上の在り方、ここまで決まっているのであれば債務負担行為みたいな形の設定であるべきなのかと思う。こういう形で来年度以降は今のところは250万円ずつ繰り入れて、繰り出してみたいな形になるということによろしいですか。僕も実際どういう形がどうなのか分からないですけど。

○瀬尾三石総合支所管理課長 一般会計では債務負担行為を取らせていただいております。特会ではその都度こういうふうに管理会にかけて予算要求させていただけたらと思っております。

○内田副委員長 財産貸付収入のところ、細部説明の中に地元企業に対する山林貸付料があるが、これ固有名詞でどこの企業が聞くことできないですか。

○瀬尾三石総合支所管理課長 2社お貸ししております、株式会社大平、それから品川ゼネラル株式会社へお貸ししております。

○内田副委員長 面積は分かるか。

○瀬尾三石総合支所管理課長 大平が4万4,169平方メートル、品川ゼネラルが5万7,999平方メートルです。

○尾川委員 こういうコンビニに出店するのにお金を使おうというのは、その財産区の目的からいうと一般質問でそういう関連の質問をした人もおった感じがするけど、何でもかんでも、防犯灯でもどうなのかなあという感じ、それは確かに金があるからそれを使うてその地区を満たすというか、そういうことに使えばいいと思うけど、そのあたりの財産区の規制、よその地区なんかもう皆市に寄附してしまおうというのが実際ですよ。財産区せずにね。だから、財産区のを使うというか、定款というか、そのあたりの触れるということは、とにかく委員がオーケーすれば何とかなるといふ感じに捉えとったらいですか。

○瀬尾三石総合支所管理課長 財産区の基金の運用ですけど、地方自治法で規定されており、また前提として住民の福祉の向上に使わなければいけないという規定があります。

また、そのお金を予算計上とか、処分とか、お金を運用する場合は必ず財産区管理会の委員の同意がないと議会へ要求することすらできない状況ですので、まず財産区管理会の委員がその判断が基準となると思っております。

○尾川委員 地方自治法の何条と言われたかな。要するに例えば三石財産区だったら三石の地区しか使えないということですか。

○瀬尾三石総合支所管理課長 地方自治法ですけど、地方自治法第294条で、読ませていただきますとその財産または公の施設の管理及び処分または廃止については、この地方公共団体の、省略しますと規定によるということ、条例でそういうことを規定してからでないといふ処分できないということになります。

○石原委員 ここで先に財産区の特会の予算を審査して、この後基金条例の一部改正する条例の審査があるわけですね。こういうことに使える基金を、住民福祉増進に使えるための条例改正をこの後審査する、この審査の採決の流れどうなのかなあとふと思いました。

○山本委員長 暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時27分 再開

○山本委員長 再開いたします。

議案第4号の質疑を終了いたします。

次に、議案第33号の備前市三石財産区基金条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

○石原委員 31ページに現行と改正案が新旧対照表で載っていますが、この中の第4条のところからこう変わりますと、これ読んでもよく分からないところがあるので、何がどう変わるのか御説明いただけたらと思う。

○瀬尾三石総合支所管理課長 今回の条例改正は、第5条の改正が目的で上程させていただきました。それに当たり、現状と相違がある部分について規定の体裁を整えるといいますか、言葉を直すような意味で第2条と第4条は直させていただいております。

実際にはどちらも改正前も予算に計上して整理すると、改正後も毎年度予算に計上して経費に充て、または基金に繰り入れるという感じで、第4条に関して言えば、歳入歳出予算に計上すると書いているのを経費に充てるか、また余ったものは基金に繰り入れるという感じで付け加えて書き直すようにしたものであります。

○石原委員 目的のために変更する、大きな変更のために整理されたという捉えでおります。

それから、これまでは財産を管理するためのみに処分できていたものが、住民福祉増進のために処分することができるものが加わると思うけれども、財産区基金の取扱いに関する条例を調べてみますと、確かに多くの財産区で同様の目的で処分ができることを規定されている財産区は結構出てきて、あるべき基金の処分の在り方の一つという点は大いに感じるけれども、このタイミングでこういう形でこの処分のところが加わったのは、住民福祉の増進のために基金を使いましょうという、どういう検討経緯の流れで出てきたものなのか、恐らく管理委員会の間でお話をされて出てくるでしょうけれども、その提案に至る経緯についてお聞かせいただければ。

○瀬尾三石総合支所管理課長 今委員がおっしゃられたとおり、財産区管理会の委員からの要望ということで上がりました。先ほど御説明したとおり、財産区特別会計の予算、決算は全て管理会の委員の同意が必要ですので、全て基金の状況とか予算の状況は報告、同意いただいております。その中で基金に1億円余りのお金があると。それが、使い道もなくどんどんたまっていくばかりで、何とかこの基金を三石地区のために活用できないかと、検討してくれという要望が令和3年度三石総合支所に三石財産区が来てから管理会の委員から御要望があつて、我々が調査研究して今回条例改正の運びとなった次第です。

○森本委員 質疑でもあったところで、結局管理会の7名の方の同意が必要というのはよく分かるけど、第4条の財産区に要する経費はすごい幅が広い感じもするので、その下に住民福祉を増進するためという一文が入っているのであれですけど、管理委員会からの要望がこの先も上がってきた分は、管理委員会の同意があればそれは全て使えるということと考えといていいですか。

○瀬尾三石総合支所管理課長 管理委員会の同意は必要ですけど、あくまで財産区の基金といえども備前市のお金ですので、市の我々のほうで一応判断させていただいて、当然議会のほうへ予算案を上程させていただいて、議員の皆さんに御判断いただくという運びになると思います。

○森本委員 だから、要望が上がってきても市のほうでこれは住民福祉の増進には関係ないという判断をした場合は、もうそこで話が終わっていくということですよ。

○瀬尾三石総合支所管理課長 地方自治法のほうで、今回の条例改正で地域の住民福祉の向上という大前提がありますので、それに基づいて判断させていただくと思います。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

採決のほうは、議案第4号から採決させていただきます。

これより議案第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第4号の審査を終わります。

続きまして、議案第33号備前市三石財産区基金条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第33号の審査を終わります。

○山本委員長 暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時54分 休憩

○山本委員長 総務産業委員会を再開いたします。

\*\*\*\*\* 議案第5号の審査 \*\*\*\*\*

次に、議案第5号令和5年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計予算の審査を行います。

議案第5号についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

○尾川委員 今三石の財産区の条例改正があったけど、三国地区の財産区の条例改正は考えていないわけ。

○江見吉永総合支所長 三国地区の財産区につきましても管理会がございまして、そういった話は出てはないと聞いております。

○尾川委員 市から積極的に話をして公平性とか、公平になるかどうか、金がないからできないということと思うけど、そのあたり黙っているからしないというのではなく、積極的にそういうことを推奨して条例なりを改正し、恐らく同じような条例と思うけど、そのあたりの考え方は全然ないわけ。

○江見吉永総合支所長 これまでのところは市から管理会に何か申入れをしたということは聞いてはございませんけども、今後三石地区の財産区からこういう話があったということは伝えては行って、どんな話になるかということだとは思いますが。

○内田副委員長 先ほど三石でも聞いたが、財産貸付収入145万円、企業等へのものになっていますが、どちらですか。

○江見吉永総合支所長 この内容につきましては、7事業者ございます。主なものにつきましては、通信電力会社の柱とかその設備でございまして、内容につきましては中国電力、それから会社名が変わっているけれども、太陽光発電をされているウエストエネルギー社、それからソフトバンク社、NTTが主なものでございまして、あと駐車場等の貸付けで近くで養鶏場をされている西日本ポーター株式会社とか、一時的なものではあるけれども、岡山国際サーキットがレースの期間中だけ使用するとか、もう一社が補正予算でも出ましたおかやまの森整備公社が切った材木をストックする土地としてお貸しをしているものでございます。

○石原委員 こちらの財産区には恐らく基金はないでしょうけど、予備費あたりのところから例えばですけど、さっきの質問とかぶるかも分かりませんが、地元のための福祉向上と目的で予算計上して財産区の管理会で承認されれば現状のままでもそういう目的にも予算計上できるという捉えでよかったですか。

○江見吉永総合支所長 管理会の話の中で出れば大丈夫だと考えてございます。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第5号の採決を行います。



本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第5号の審査を終わります。

ここで総合支所部の方々は御退席いただいても結構です。

\*\*\*\*\* 議案第41号の審査 \*\*\*\*\*

次に、順番が前後しますが、議案第41号備前市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定についてを審査いたします。

議案第41号についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

○森本委員 質疑でもあったけれども、改めて条例を制定しようとした目的について再度お願いします。

○春森総務課長 一番大きいのは、まず本市としての人材育成として海外に職員を派遣するという部分で御理解いただけたらと思います。現在備前市においても今まで岡山県に派遣、東京のほうに国のほうの職員として派遣してまいりましたが、今回海外のほう、今回コロナが終了した後インバウンドでお客様を迎えてとか、海外に対する情報発信をする部分の上で、一番大事なことで職員を海外への知識、認識を踏まえた職員の育成という部分を今後少しずつ強化してまいるといって派遣することになっております。

○森本委員 コロナ禍を見据えているいろいろされていく上で、派遣が必要だと考えられたと思うけど、この中で第3条の第2項で3年を超える期間を定めて職員を派遣するときは市長に協議しなければならないとかと書かれてはいるけど、一応3年をめぐりにこのたびは考えておられることでよろしいですか、パリのほうへは。

○春森総務課長 海外の事務所について、勤務期間は原則2年となっております。

○森本委員 パリのほうへ派遣されて、業務内容的には既に決まっているのでしょうか。

○春森総務課長 まず、クレアの主な業務ですが、地域産品の海外販路開拓、先ほど言いましたが、インバウンドによる地方誘客に取り組む機会の提供などになります。その中でも多い事業は、大規模な観光展や物産展等を自治体が一緒に実施し、現地でそういったものを実行するという形になります。

また、今回パリになるのは非常に伝統や文化に知識を持たれた地域ですが、そういった部分でパリになりますと伝統技術を発信する展示会を開催、そういった形で地方都市においてもイベント等を実施するなどされております。

職員を派遣することによって、海外に派遣すればほかの自治体がどういったことをやっているかということも2年間学習すること、勉強することができますので、国内のほかの自治体の先進事例も知ることができるという形の状況になります。

○藪内委員 今回フランス・パリですが、勉強とかいろんな意味で考えますと、例えばアメリカ

方面も、またイタリアも、どこまで拡大するかを考えたり、そういうことは考えたりしていないと、今とにかくフランス・パリだけであるとお考えでしょうか。

**○春森総務課長** 海外以外も含めていろんな団体への派遣は相手の団体の受入れという部分もございまして、継続的なものを求める場合もありますし、そういった部分については今現状ではお答えできない部分がありますが、当然国内のほかの団体への派遣でも相手側が受入れが駄目で派遣を拒否、しなかったこともあったようですので、相手との調整において継続的にするのであればしたいと思っておりますし、当然国内の事業団体でも継続的に同じ都市に派遣されている自治体もあるようですので、継続性もあると思っておりますので、そういった部分については今後派遣した職員の状況に応じて考えていきたいと思っております。

**○藪内委員** 私決して否定的な意見ではなく、現地へ行かないと分からないこともいろいろありますので、私が前いたところもパリの駐在とかありましたし、現地でいろいろやり取りするとこちらからでは手が届かないところに届いたりするので、その重要性も分かるが、今備前市が今後のことを見据えてですけど、今パリとか行くのは必要なのかなあと。その点どうでしょうか。

**○春森総務課長** 今回の派遣は、基本的に以前この事業を実施しようとした分の継続的なものが再度発生したのになりますので、今回突然突発的に発生したのではなくて、以前も検討して進めていた事業の継続的な、延長的な部分だと御理解いただけたらと思います。突発的に判断したものではないですし、市としては前向きにずっと長年検討している課題だと思っただけたらと思います。

**○尾川委員** 関連するけど、フランスになった理由、なぜフランスになったのかを分かる範囲内で教えてもらえたらと思う。

**○春森総務課長** 御存じのとおり、現状フランスとの交流、いろいろな情報、やり取りをしておりますので、そういった継続性の意味でフランスになったと理解しております。

**○尾川委員** 他の自治体がそういう、六古窯か、あるいは焼き物のところでそういう派遣して、駐在員を置くという形を取っているところはどこが例としてあるのか。

**○春森総務課長** 六古窯までは把握しておりませんが、県内の自治体でありますと現状高梁市がフランスで今年でもう終わりだと理解しております。

また、今岡山市が派遣を予定されているらしいとお聞きしておりますので、県内の自治体でも、過去にはほかの自治体も海外に派遣した事例がございますので、備前市が特段珍しいことをしているわけではないと御理解いただけたらと思います。

**○尾川委員** 岡山市の派遣は何の目的で、どこへ行くのか。

**○春森総務課長** そこはまだこの4月の派遣らしいので、我々が勝手にまだ人事の発令などもされていない状況で派遣先をお答えすることはできないので、御理解いただけたらと思います。

**○尾川委員** 一般質問にあったけど、外国の地方公共団体の機関等という、等という言葉が気にかかるけど、どういう団体で、もう少し具体的に、確認する意味でその辺を教えてもらえたらと思う。

○春森総務課長 この条例案は一般的に海外に職員を派遣しているところの主な基本的な事例を備前市版に直したものになります。

外国の地方公共団体の機関等についてですが、1号から5号までであるが、今回の団体についてはあくまでも5号の分で市長が派遣を認めるものという形になりまして、派遣する先としては一般財団法人の自治体国際化協会という都道府県や政令指定都市等がお金を出した形になっている財団法人のほうで海外に7事務所構えた組織のほうに派遣する形になっております。

○尾川委員 具体的なものを見せてもらうわけにはいかないのか。というのが、どこでもかしこでも派遣して何か問題が起こっても気の毒なような気がするし、市長はよかれと思って派遣しようとしているのでしょうか、労働条件というか、そういうことを明確にチェックする必要があると思う。それで、しつこく聞いています。

○春森総務課長 この後になりますが、クレアのパンフレットが電子データでございますので、議会を通して皆さんのところに配付したいと思っております。

○松本委員 発想として仮に備前市がパリじゃなしにどこか外国の地方都市と、備前市で言やあ備前焼のような特産品があると。例えばこういうことを備前市に言われて、それで備前市が受けるかなあと。例えばですよ、そういうケースで商社とか会社がもうけのためにやるならそれは分かる。ただ、そういう場合は利益とかもろもろもうけるとか、あくまで商売の関係でやる場合は何となくうまくいく感じがするけど、市と市がやってどうやるのかという疑問と、それからさっき言ったようにやる場合、そこと協定を結んだら何か向こうにとっても商売上メリットがあるとか、こういう貿易はおかしいですが、こういう協定は必ず何かメリット、メリットというのは要はお金ですね、もうかるかもわからないか。ただ単に文化の交流とか、そういうきれいな言葉じゃなしにこちらは備前焼を主に持って行くわけだから、備前焼に代わるような向こうは何を持ってくるか分かりませんが、何となく甘いような気がする。単なる文化交流とかじゃないと思う。商売ですよ、これ。それだたらうまくいくケースもあるけど、素人の備前市がこういうところに行ってトレード、そういうことをすることについてそういう能力があるのかなと私は思う。会社なら見込みをもうけも含めていろいろ総合的に考えますが、何となく備前市は備前焼が売れたらいいとか、何となくそういう感じがするわけですよ。だから、もう一回繰り返しますが、相手も備前市に何か求めてくるものがないと、一方通行だけではどうもうまくいかない。その辺のことも含めて考えているかも分かりませんが、その辺どうでしょうか。

○春森総務課長 基本的に最初にお答えしましたとおり、本質は人材育成という部分が大事になっております。その上で、今回の部分については海外販路開拓、海外のお客さんを誘致する部分を先進的な長年各自治体の職員を派遣する形でやっている団体に派遣することで知識、ノウハウを学習する、勉強するという形、研修する形になりますので、そういった部分のことで御理解いただけたらと思います。おっしゃっている営業本位の部分があるわけではなく、あくまでも知識、ノウハウをつかむと、海外の物産展、観光物産展などに出すことによって備前焼をPRする形で理解をいただく形になりますので、例えまして特にパリにつきましては伝統技術、日本に対

する割と盛り上がっているパリという地域で、フランスでやるために派遣する形になりますので、御理解をいただけたらと思います。

○松本委員 私忘れましたが、備前市が3つほど海外に姉妹都市を持っていますよね。そことの交流を今までどれぐらいやってきたか分かりませんが、それと何が違うのか。

○春森総務課長 今年度の予算で恐らくコロナ禍ですので、そういった海外との交流についても今までのところについては実施する形で進めていかれていると、多分予算化されていると認識しておりますので、そういった分は継続的にやっておりますので、別段今までの事業は今までの事業として、こちらは新しく人材育成でフランスになっておりますので、こっちとこっちという話ではないと理解いただけたらと思います。

○松本委員 姉妹都市への人材育成に効果があるかどうか分かりませんよ。例えばそういうケースも考えられるわけでしょ。何でパリですか。人材育成するなら私だったら英語圏のところへ行かせます。

今美しい言葉で言いますが、もうけとかそういう相互のメリットがないと続きませんよ、こういうことは。どう思いますか。

○春森総務課長 委員のお話として承る形にはなりますが、今回の部分については現状のこの考え方で御理解いただけたらと思います。

○石原委員 もう既にフランス・パリを今回想定される、行き先が出ていますけれども、ここでは備前市の職員を外国の機関等へ派遣することができることの規定を整えるための、それがたまたまフランス・パリであると、現時点でということかなあと。さっきもありましたけれども、一般の市民の感覚からすればとにかく厳しい財政状況を事あるごとに耳にして、そういう中で備前市があえてこのタイミングで外国へというところについては慎重に考えるべきだという意見も多々お聞きしますが、我々委員として判断する上ではそれらも加味した上で現時点でこのテーブルに上がっているこのことについてその時点で全否定してしまうのはもういかがなものかという思いもしております。この後しばらく確認もさせていただいて。

さっきもおっしゃったように、もうこの種の条例、都道府県レベルであったり、もう政令指定都市であったり、規模の大きい自治体ではほとんど整備もされている条例という思いがしております。大きなところではもうさっき言われた今回想定されているクレアが第2条の(5)市長が派遣を必要と認める機関であるというお答えですけれども、これもほかの条例を参考に見てみますと、このところで大きなところでは人事委員会が必要と認める機関のような規定が都道府県レベルとか、政令指定都市ではそういう委員会があるところでは人事委員会が特に判断しますよ。ほかに近隣で言えば倉敷市も同様の条例があって、その条文ではこのところが準じる機関かどうかは規則で派遣を必要とするかどうかを決める旨の規定があり、このところで市長がというワードが出てくる条例は見た感じではあまり見当たらなかった。それから、一番最後の委任のところ、第8条(委任)ですね。そのところも市長が別に定める規定になってはいますが、ここも倉敷市は規則で別に定める。このところの市長という権限の取扱いについて。

○春森総務課長 おっしゃるとおり、都道府県とか政令指定都市は人事委員会を持っております。人事委員会は、備前市においては人事委員会がございませんので、最上位である形の市長としてこちらのほうとしては一般的な各自治体が行っている条例を検討した上で市長にしております。

○石原委員 判断されるのは最終的には市長でしょうけれども、規則でなくて市長がというのはどうでしょうか。人事委員会がないのは分かるけれども、その御判断をお聞かせいただければ。

○春森総務課長 今回のものについては規則で別に定める必要がないという形の検討になっており、こういった形になっております。御理解いただけたらと思います。

○石原委員 もうここでフランス・パリを想定されて、行き先もさっき言われた機関ということですけども、そちらのホームページを見てみますと自治体の海外拠点一覧が、令和4年9月末時点のものがずっと世界中のが出てきたけれども、これが全てクレアに関連するのかどうか分かりませんが、一覧のところではフランス・パリについてはこれは民間会社でしょうけれども、業務委託の形で岡山県の観光課が岡山県の観光PR等を図るためにフランスでのそういった活動をされていますというのが出てくるけれども、岡山県の動きもある中で、今回について県とも協議をされたり、事情を聞かれたりとかということはあるのでしょうか。

○春森総務課長 他の自治体とかの協議とかではなく、あくまでもこちらからの派遣をしますかといういろんな文書、通知、連絡が来ますので、その派遣の依頼の中で答えたものになります。別段他の自治体はどうだからという話ではないと御理解いただけたらと思います。

○石原委員 今回はお一人職員をフランス・パリへ派遣される想定ですけども、もしその方が単独で行かれる場合どれぐらいの新たな財政負担が生じるのか。

○春森総務課長 詳細になりますと多分当初予算になると思うが、ここで概要としてのお答えをさせていただく形で両方踏まえてさせていただきます。

どこの費目で出たではなくて、この手当の内容の説明ですね、この後の手当の内容の説明と、それに対する財源の考え方についての説明はこの条例案のために必要であるならば説明させていただきます。当初予算の金額の中に入れてある部分もございしますが、その部分についてはまた別で、もう一遍同じ内容で答えることになると思うが、別として聞いていただけたらと思います。

財源としては、もともと東京に派遣する職員とか、東京の国とかへ派遣されている職員とか、県への派遣職員は備前市から人件費が全部出ております。東京へ派遣された職員は地域手当で20%ついたりして、本来の職員の給与より多い形になつたりしていますので、基本的な給料部分はクレアに派遣しても本市持ちであると御理解いただけたらと思います。それはもう人材派遣として、人材育成としては基本的な考え方だと思っていただけたらと思います。

さらに、その追加の分として今回出している手当の部分についてですが、簡単に言うと予算に出てくる部分ですと1,000万円ぐらい見込んでおりますが、1,000万円相当の部分につ

いては基本的にうち300万円から400万円前後ぐらいはクリアからのお金が入ってくる見込みになっております。残りの金額部分の相当部分については基本的に特別交付税の対象となると理解しておりますので、おおむね追加の加算部分については現状ではまだ入ってきていない財源なので、確定では言えないですが、試算上では追加部分は市の負担はないと思っておりますので、通常の東京への派遣と同じような形で職員の負担分だけで人材育成させていただけたらと思っておりますので、御理解いただけたらと思います。

**○尾川委員** これ解釈が違うかも分からないけど、課長は人材育成という建前論を話をされるけど、こっちは備前焼の販路拡大というふうに解釈している。だから、条例上は外国においてというふうにフランスだけに特定していないわけで、こっちはフランスは備前焼を売りに販路拡大に行くというふうに理解しているけど、その辺はどうなのかなあ。課長はもうとにかく人材育成、人材育成をしてもらわなくても、備前焼一つでも売ってきてくださいというのがこっちは率直なところだけど、その辺について説明してもらえたらと思う。

**○春森総務課長** 先ほど松本委員にもお答えしましたが、一番本質として派遣する以上、職員に対してはそう思っている部分があります。その背景として例えば文化庁に今派遣している職員がいるが、そういった方が文化であったり、日本遺産の関係であったりとか、そういったものを勉強してくる部分であったり、同時に委員、また松本委員がおっしゃられたとおり販路開拓部分がないわけではなく、それは行くという部分には当然それぞれの事業目的があるのは当たり前だと思っておりますので、そこを否定しているわけではないです。両委員がおっしゃっている部分も当然分かった上ですが、その背景には帰ってきたときにその知識、経験が生かせることが大事であると思っているというのが理解いただけたらと思います。当然、向こうでの販路開拓につながれば一番いいのは当たり前だし、それは当然望んでいるものでありますし、そういったために行く部分もあります。

**○尾川委員** 自説を言う場ではないが、私はフランスでは備前焼が売れるだろうと、いろんな知識からね。何でアメリカではなく、要するにフランスの人が備前焼に興味があって、今までもアプローチしてきたけど、最終的に備前市が、自治体がそこまで力を入れてやってないという、あくまでも個人的な備前焼作家の動きであって、陶友会はどうしたのか知らないですけど、そういう理解でやむを得ないと理解していた。要するに、何でフランスを選んだんかは今は継続、継続と課長は説明されるけど、こっちはフランス人のほうが備前焼に対して興味があると。だから、販路としてはかなり可能性が高いという理解でもってこの審査に当たっている。その辺がどうもかみ合わないの、どうも人材育成、人材育成、分かるよ。というて前面に出さざるを得ないのか知らないけど、説明の上では、こっちはそういう理解で備前焼はフランスでは売れるかもしれないと、だからここで投資してみるという理解をしている。どうせ同じ答えになると思うので、その辺のギャップがあるような気がするけど、違わないのかしれないけどね。

**○春森総務課長** 尾川委員がおっしゃられているとおり本質の部分以外で最初にお答えしたとおり、その中にはパリというのは地方の伝統技術、よその国の、そういったものを非常に重視され

ている地域ですので、その部分でフランス・パリですという意味でお答えした部分がございますので、委員がおっしゃられている部分とそこは同じだと思っていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

**○石原委員** さっきも申しましたけど、あくまで外国に派遣できますよの規則のことでしょうけど、たまたまパリと。仮にクレアなる機関へ派遣されるわけですよね。行かれた職員の方のさっき言われた人材育成、備前市のPRにつながればという思いもおっしゃったわけですけど、主な業務、お仕事、どういう形になるのか。

**○春森総務課長** さっき言いました観光展とか物産展の手配であったり、それ以外に日本からいろんな自治体が姉妹都市縁組であったり、ほかの自治体とのつながりを求められたりする部分の相談であったり、その調整役をしたりします。また、そういった部分の中で出向先の団体の業務もある程度はしてもよいとお聞きしておりますので、そういった関係で様々なことを実施する形になると思います。

また、向こうからの人をこちらへ迎え入れる職員とかもクレアではやっておりますので、様々な海外との人材交流をしていると御理解いただけたらと思います。

**○松本委員** 細かいことですけど、市の職員の中にフランス語ができる人はおられるか。

僕はフランスへ行ったことないから分かりませんが、日常生活用語はできますよ。だけど、文化とかこういう実用フランス語ができるというのは一定語学研修も必要だと思う。だから、そういうことも含めて適材適所にそういう人がおるのかなあという、これは気になっただけです。

**○春森総務課長** フランス語ができる職員はいると思います。ただ、その職員が行くという意味ではないです。その部分は人事異動の関係になりますので、お答えできませんが、基本的にはどんなところの団体でも海外事務所へ行かれる場合には基本は英語がまずできることという部分になりますので、その事務所イコール例えば中国へ行かれる部分の方は中国語も多少は覚えられるでしょうけど、基本は英語が求められている派遣になりますので、御理解いただけたらと思います。

**○石原委員** さっき言われた、以前一度取り組まれていて、たしか1年ぐらいこの関係で東京かどっかへ行かれていましたかね。1年間の研修期間かよく分からないですけど。今回1年の中断を経て仮にフランス・パリ、やりかけて止まっていたところの継続として言われたのか。

**○春森総務課長** 派遣した職員云々は別にして事業として、取組として継続性を持ってそういう取組をしておりましたので、そういった事業を継続的にもう一度取り組みたいという形になるので、同一の都市をしております。

**○石原委員** これがもし可決されれば今後市長があそこの機関よろしかろう、じゃあ市長が認めていけば可能性が次々広がっていくわけですけども、可能性もなきにしもあらずですが、先ほどおっしゃった現時点で国なんかの取組においても地方自治体がこういう形で派遣する、海外へ派遣する事業に対しての手当、人件費はさっき言われた特別交付税で大きなところが措置されるということで。いま一度、確認ですけど。

○春森総務課長 この内容についてはクレアに確認した内容になります。クレアに確認した部分としてはまずクレアからの350万円から400万円、今回の場所についてはそれぐらいの相当の見込みが入ってくると。派遣される地域によって金額が違うらしいので、今のところでは大体その辺の金額が入ってきますし、特別地方交付税としては700万円前後が入ってくると見込んでおりますので、大体金額的にはプラスのところは何とかなると思っております。

○石原委員 ここでどんどん深めていくか分からないですけど、仮に1,000万円ほどこの都市で、今回のケースで想定すれば1,000万円ほど余分が発生しますよと。そのうちの300万円、400万円をクレアに見ていただいて、残りの部分を特別交付税と言われたけれども、これはクレアでなくてここにあるような例えば外国の学校というようなときに、クレアはたまたま300万円、400万円お出しただけのけれども、一切そういうものがない場合、仮に1,000万円ほど市の持ち出し、負担が要るといときにはその1,000万円について特別交付税が加味されるということですか。

○春森総務課長 今回、あくまでクレアの分が対象になる部分で見込んでおりますので、派遣先に応じてその分の財源がどうなるかは確認して、一つ一つする必要があると思えますし、また条例案を見ていただけたらと思うが、条例案で現在の議案第41号の部分でいくと派遣先の報酬は基本的に相手の団体が持つ場合も団体によってはありますので、今回の分はそういった部分は市が持つ代わりにそういった形の条例でいろんな手当のことも準備する形になりますので、それぞれの団体とか受入先に応じて職員に対する給料を出すところは変わってくる場合はございますので、御理解いただけたらと思います。

○藪内委員 聞き逃したのかも分からないですけど、1,000万円増となるというのは1年、2年のこの期間、それとも1年ですか。

○春森総務課長 1年で1,000万円、予定では2年が原則なので、2年目も恐らく1,000万円とこちらのほうとしては見込んでおります。

○藪内委員 該当する職員の方について1,000万円の増で、例えばその方に奥様とかお子様がいらした場合には、そのあたりいろんな手当の増はどれぐらいを想定されておられますか。

○春森総務課長 今現状は、配偶者の分の費用も込みにした予算で取っておりますので、もしそういった方がいない場合は先ほどの1,000万円の財源自体も入ってこなくなります。基本的には使った額が対象になりますので、今の分はもう全部込み込みで予想していると。100%ではないですが、大体大枠としては取っていると御理解いただけたらと思います。

○藪内委員 最後に確認ですが、先ほども言われた既にこういう制度を取られているところがあると。今回改正する処遇等の制定、これはもうそういう前例を参考にしたというか、ほとんどそれと同じようなもので、もう抜けがないといいますか、もうそれで確かなものでしょうね。

○春森総務課長 この手当の考え方というのが、外国に派遣した場合二通りのやり方があるが、本市としては国に倣った職員に負担のない手厚い手当を選択して条例化していると御理解をいただけたらと思います。かなり手厚い形の支援をしていると御理解いただけたらと思います。



○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第41号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第31号の審査 \*\*\*\*\*

続きまして、議案第31号備前市職員の給与に関する条例及び備前市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。

議案第31号について質疑を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

○藪内委員 外国勤務手当、これ先ほど言われた東京は20%増しぐらいと。地域手当ですよね。これ外国勤務手当はどれぐらいでしょう。

○春森総務課長 こちらのほうは国の法律を準じた形になっておりますので、今回の場合も最初の質疑の段階からパリという答えをしておりますので、パリの場合は総領事館がございませんので、大使館で換算する形になります。大体が最近の基本手当として法律上は号数に応じて表が決まっております、行かれる職員も今何級とかが言えないので、給料表があつて、それに対して各給料に対して幾らの金額ですと。その分に対して国際的な社会状況により国が75%から125%の間で増減させて政令で定めることになっておりまして、大体の見込みは今在勤の基本手当は40万円前後になるかなと、在勤基本手当は40万円を見込んでいますが、在勤基本手当の40万円のうち市の職員は海外の大使館の費用になるので、本市の職員の場合はそこに80%となりますので、大体30万円から35万円ぐらいになるのではないかと見込んでおります。

○石原委員 もし可決されれば4月1日施行になるけれども、先ほどの条例もそうでしょうか、現時点でいつから職員の派遣を、時期ですね、どれぐらいで想定されているのでしょうか。

○春森総務課長 基本的には4月からです。

○石原委員 であれば、当初予算の中に出てきている外国勤務に係る手当がその枠で計上されて出てきているということでしょうか。

○春森総務課長 おっしゃるとおりです。

○石原委員 外国に派遣できる条例を持っているほかの自治体の例も見てみて、見落としかも分からない、勘違いかも知れないですけど、第20条の4項、この年少子女1人につき規定する額の100分の400に相当する額、たしかこの間の質疑の資料でも出ていましたけれども、ここでは月額8,000円のもの、100分の400ですから3万2,000円が支給される、このところはほかのところではあまり見かけず、備前市はかなり独自性を持った規定なのかなあと

ということでお見受けしたが、ほかに参考された事例があるとか、何かのお考えを持って規定をされたのか、また根拠もお聞かせいただければと。

○春森総務課長 子供に対する手当の部分については、国の法律を参考にしております。

○石原委員 国家公務員の方がこういうケースにはこういう規定があつて、それを備前市として取り入れたということによろしいですか。

○春森総務課長 国の法律については、この部分についていろいろな条件とか、地域によって特殊なことがいろいろ書かれていますが、その中を備前市として今回の分を考えたときに設定するのに参考にさせていただいた形ではしておりますので、完全に国とイコールというわけではない形で御理解いただきたいと思います。国はもう少しいろいろな地域性によって全然手当の扱いが違います。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第31号の審査を終わります。

暫時休憩します。

午前11時51分 休憩

午後0時59分 再開

○山本委員長 総務産業委員会を再開いたします。

\*\*\*\*\* 議案第32号の審査 \*\*\*\*\*

議案第32号備前市税条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案第32号についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

○石原委員 せんだつての質疑でも細かい図面も提示をいただいてよく分かつたと思いますが、とにかく下水道の認可区域の見直しに伴うものですが、令和5年度分の都市計画税から適用となっておりますが、このたび都市計画税の課税から外れる区域が割と広い範囲と思うけど、固定資産税なりの通知書が届きますけど、その中にたしか都市計画税も含まれて、その方へ変更になりましたとか、もう課税対象から外れますみたいな御案内、お知らせというか、何かあるのか。

○木和田税務課長 このたびの見直しに伴う対象者に対しての通知については、特別な御案内は考えておりません。税額の通知の中で都市計画税が影響しないという形をもって判断していただくという対応になると思います。

○石原委員 これまでも過去にも恐らくこういうこともあったのかなあと。こういうことが繰り返されて現状になって、またここでということですけど、制定後のことを先に言うようですが、そのときも変更になりました旨の何らかのお知らせがあつてしかるべきなのかなあと。知らないところであら、そんなに大きな税額ではないでしょうけど、課税をされとつた方、課税対象が変わることのお知らせはと思う。これまでもそういうことはなされず、粛々とそういう形で行われとつたのか分からないけど、都市計画税が令和5年度分から外されるわけでしょうから、何らかのお知らせがあつたほうがいいと、御検討いただけたらと思います。

○木和田税務課長 見直しの区域の範囲が広ければ対象者も当然増えてくるかと思うが、そのあたりは今後の検討課題とさせていただきたいとは思いますが。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第32号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第39号の審査 \*\*\*\*\*

続きまして、議案第39号備前市消防団の定員、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。

議案第39号についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

○尾川委員 4月から改定の予定ですけど、改正前の規定とはいつ頃定められたものですか。

○青木危機管理課長 多分合併後なので、17年3月22日に最初に定めておりまして、合併前の分も幾らか経過措置みたいなのがあつたと思っております。詳しくはすいません。

○尾川委員 交付税の単価はその当時からも変わらないですか。一番上の交付税の単価が書いてありますわね。それはいつ頃の規定ですか。

○青木危機管理課長 これも最新の交付税単価を載せておるわけですけども、団員は令和3年度まで3万6,500円というのが資料には載っております。

○尾川委員 この報酬はいつも問題になる、新聞に大きく、毎日新聞だったか大きく書いて、手元に入らないとかという問題はよく指摘があるけど、上がったからというて本質的には変わらないけど、そういう面の備前市としての制度的な運用で工夫というか、そういう問題を起こさないように手だてはされているのですか。

○青木危機管理課長 4月1日から団員の皆さんから口座情報を聞きまして、今度は直接個人に支払うということを考えております。

○石原委員 ここで消防庁からのあれを受けて引き上げられるわけでしょうけど、あらゆるところで処遇改善が図られておりますけど、率であったり、金額であったりというのはもう市それぞれ独自で状況を鑑みて算出して変更がなされるということですか。

○青木危機管理課長 資料を提供させていただいてはいますが、国から標準額が示されておりますのが、一番上の団員の3万6,500円と、あとこの出動報酬で災害とか風水害のときには1日当たり8,000円が標準で定められております。それ以外の年額報酬でしたらそれ以上の役職についてはそれぞれの団の事情とか、役職とかの責務とかで決めてもいいということでありますので、それぞれの市で若干違いが出ています。ですので、ある程度自治体とか消防団の事情も考慮してというのが書いてありますので、その辺は若干違いが出てきているというところであります。

○尾川委員 瀬戸内市が一緒でもないのか。別に瀬戸内市を意識しているわけではないけど、例えば団長は一緒ですけど、副分団長、部長、班長、団員はほとんど、岡山市は交付税というか、単価と同様にしていますけど、その辺何か考えあってこういう数字になっているのか。

○青木危機管理課長 他の消防団の事情は分からないですけども、備前市では取りあえず、団員は3万6,500円に上がるということで、ほかの階級もそれによってそれよりも下がるというのは考えられなくて、今参考にしたのが交付税単価というのを参考にさせていただきました。

そこで見るのに、副分団長までは交付税の単価を参考にするとちょっとずつ上回っているということで、そこまでは参考にしようかなと。そこから上を見ますと、今度は下がってきますので、下がるというのはなかなか考えられないということで、それまでの大体8,000円ずつ上がってきているというのを加味して、上の階級については分団長以上についても8,000円ずつ上げた分で消防団に諮らせてもらいまして、幹部の会議で決めたというところであります。

○尾川委員 私はこれ見て、普通交付税より下回ることが多い、大体が。上回っているところがあるからすごいと思うて。よく引き合いに出るのが図書費。交付税はこういう金額になっても実際はこういう。その辺はもう思い切って消防団活動でということでこういう考え方にしたのか。

○青木危機管理課長 消防庁からの通知もありますように、人も減ってきている中で緊急のときもありますのでそれなりの報酬は出したほうがいいのではないのかと。そこでもこういうふう処遇の改善を図ってほしいというのがありますので、そこは思い切って上げたということと、今までの交付税の額が若干考え方が変わったみたいで、今度報酬が増えた分を幾らかは交付税が増えるということもありましたので、増やしております。

○山本委員長 質疑を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これより議案第39号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第39号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第42号の審査 \*\*\*\*\*

議案第42号備前市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について審査を行います。

議案第42号についての質疑を行います。

○松本委員 私、そもそもこの配偶者同行休業という言葉そのものが具体的によく分からないけど、もうちょっと分かりやすく説明してもらいたい。

○春森総務課長 先ほど御審議いただいた海外に職員を派遣することもございますが、海外に職員を派遣する際に当たってこういった条例をつくるのが多く、この条例については、海外に派遣される御主人が市内の民間の方であっても市役所の職員が妻であったら同行できる形になります。そういった形で配偶者の方が一緒に御主人とか、逆の立場で奥さんが行かれて御主人が同行するときの、配偶者の方が海外に同行するという部分が市の職員のほうが同行する職員に当たる部分としての休業に関する条例という形になります。

○松本委員 ということは、要は海外赴任に対しての条項ですか。そう解釈したらいいですか。

○春森総務課長 海外赴任、御本人が海外赴任ではなくて、あくまでも配偶者の方がたまたま市の職員であれば同行するという条例です。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第42号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第43号の審査 \*\*\*\*\*

議案第43号備前市企業版ふるさと納税基金条例の制定について審査を行います。

議案第43号についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

○尾川委員 改めて何でこの基金をつくらないといけないかももう少し分かりやすく説明、またこれ何も活用せずに基金だけして積み増しするのかどうか知らないですけど、その辺をきちっと説明、これ読んだだけではよく分からないので。

○桑原ふるさと納税課長 御存じかも知れませんが、令和2年度に企業版ふるさと納税の制度が大きく改定されました。それ以前は個別の事業を内閣府に認定をしてもらって、その事業のみに企業版を充当するといった形は取られておりましたが、令和2年度の改正により、まち・ひと・しごと総合戦略を大きなくくりとして内閣府が地域再生計画を認定しますよということで改定をされ、我々もまち・ひと・しごと総合戦略を総合計画に一本化したものを議会でも御了承い

ただいて制定をしております。それに基づいて現在企業版ふるさと納税の御支援をお願いしておりますが、御存じのとおり年々企業版ふるさと納税もありがたいことに増えております。先ほども申しましたが、多くの事業に充当もできるというところも踏まえ、このたび基金条例をお願いをさせていただいたものでございます。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第43号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第43号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第48号の審査 \*\*\*\*\*

議案第48号備前市過疎地域持続的発展計画の一部変更について審査を行います。

議案第48号についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

○尾川委員 一番の狙いとはどこにあるのか、要は後追いで条例つくって適用することが多かったけど、過疎債を使うための法的な計画というか、何を一番目的にこういうことかと思うて変更するのか説明してください。

○馬場企画課長 今回の改定については、令和3年度から令和7年度で計画しております備前市過疎地域持続的発展計画の中に新たに事業内容を組み込むものです。

対象としては、三石運動公園の体育館の解体撤去工事、鴻島港の整備事業、頭島線の新設道路整備事業、東鶴山126号線道路整備事業、市営バスの導入事業、デマンド車の購入事業、放課後児童クラブ新築事業、スクールバスの購入事業、マイクロステップ・スタディの委託料、ALTの配置事業の委託料、こちらのほうが新たに過疎債の対象ということで事業内容に盛り込んだものでございます。

○尾川委員 要するに計画を出して過疎債について、これ県の案分によるわけでしょうけど、その辺のもくろみはどうですか。ほとんどもう計画すれば、この中へアルファビゼンがあったと思うが、なかったら前へ行かないと思うけど、その辺はもう確約をある程度こういう事業について過疎債適用というのを、計画どおりいきそうですか。

○馬場企画課長 対象となる事業について過疎債を充てていくということですが、計画していた事業が翌年度にいつているものもございまして、ただこの期間内には完了する予定で過疎債の対象となる事業をここに新規内容として盛り込んでいるということでございます。

○尾川委員 ALTも追加と思うけど、過疎債がどうもなじまない気がするが、過疎債の対象になるのか。

○馬場企画課長 中身は私のほうで詳しく説明できないですけども、一応過疎債の対象になるということで4,800万円の分が入っております。

○石原委員 過疎自立促進計画は、あらゆる事業が網羅されたのがかつてあって、その中身が変わって今発展計画みたいなことになって、ここでまたさっきもありましたけれども、事業でいえば一番大きいのは旧アルファビゼンの活用事業になるのかなあと、規模の大きいものでは。そこへもって行ってかなり事業の数も増えていますし、また財政規模が大きい事業も加えられているようにお見受けするが、あらゆるハード、ソフト、もうとんでもない数の事業がありますけれども、それをこの計画の中へどうやってその中からピックアップして過疎債の対象事業とするかどうか、そこらはどういう流れでここに至るものですか。

○梶藤総合政策部長 基本的に事業をつくり上げていく際に担当課で検討しながら、あと財政とかいろんな面で検討してまいっております。ある程度大きな事業については、一応この過疎の計画に入れていくということをベースで考えております。そうすることで実際の予算を組む場合柔軟な歳入が組めるということで、必ず過疎債を使うとかということではなくて、過疎債に入れたら過疎債も使えると。ほかの財源も充てられると。これに入っていなかったら過疎債に余裕があっても充てられないという状況もありますので、極力こちらに上げて実際の予算組みのときに柔軟に活用していくという形での運用を考えているということで御理解いただければと思います。

○山本委員長 質疑を終了いたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これより議案第48号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第48号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第49号の審査 \*\*\*\*\*

次に、議案第49号岡山市及び備前市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部変更について審査を行います。

議案第49号の質疑を行います。

○尾川委員 さっきの過疎債と一緒に何かなしに経済成長の牽引とか、いろいろ質疑があったけど、もう何か漠然として、例えば地域資源を生かした商品とかという、シャインマスカットとか黒にんにくという話も出てきたけど、これで市として補助とか、何かようけ金もらえとか、そういうことにつながってくるわけ。連携中枢都市というと岡山市だけじゃなくある程度県北のほうも入っていたと思うけど、これは岡山市とだけの連携というふうに解釈すればいいのか。

○馬場企画課長 こちらの連携協約については、備前市と岡山市とで結んでいる協約、ほかにも岡山市と瀬戸内市とかもうそれぞれ結んで、みんなで固まった状態で連携協約という形になって

います。

今回上げている分については、農産物のPRということで今までは備前市と岡山市の中の協定には入ってなかった内容で、それを盛り込んで一緒になって農産物のPRをしていこうということでここで上げさせていただいております。その中で、質疑のときには黒にんにくとか、マスカットとかをPRしていけばいいのではないかとということで発言させていただいております。

具体的に言いますと、岡山市のほうでマルシェを年に一回開催しておられるみたいで、それについて市として協力してやっていってPRしていこう、これまでは岡山市と瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町の協定の中にはこの農産物のPRが入っていたけれども、今回ここで備前市も仲間に入れていただいて、一緒になって農産物のPRをしていこうということでございます。

**○石原委員** ここでは岡山市との連携協約の一部変更ということですが、さっきもありましたが、農産物の販路拡大、開拓に取り組むことが盛り込まれておるけれども、岡山市が相手なら海産物とか水産物とか、そんなのはどうなのかなあとと思ひまして。

その前の商品に含まれるのか、よく分からんですけど、農産物が上がっているのならせっきくでするので、海産物とかも一緒にしっかり取り組まれたら、掲げて頑張りたいのにといい思ひはした。

**○馬場企画課長** 農産物以外にも海産物ということでございますが、現在の段階ではこちらのほうには入っていないということでございます。項目の中にある可能性もありますので、今手元に資料がないですが、担当課に委員会の中でこういう意見がありましたということで、協力できることがあれば協力していきましようということでお話を伝えていこうと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

**○石原委員** この協約ですけれども、当初の連携のときの当初の目的達成に向けてしっかり着実に連携が図られて進んでいっているということでよろしいでしょうか。大きな何か課題が横たわったりしているのか、なかなか前に行かないようなところがあるのか、しっかり確実に、着実に進んでいる分野もありますよみたいなのは。

**○馬場企画課長** こちらで取り組んでいる事業については、それぞれKPIを定めており、そのKPIの進捗状況を年に一回評価委員の方に集まっていたいただいて評価していただいております。その中でできているもの、できていないものの評価をいただきながら、できていないものについてはPDCAサイクルを回しながら、変更しながら進めていくということでやっていっております。

**○尾川委員** これは北前船とは関係ないのか。岡山市が物すごく北前船に固執していて、それでこんな連携というて近づいてきているとは言わないけど、関係ないのかな。

**○馬場企画課長** この協約自体が圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上、この3つについてみんなで頑張っていこうという協約でございます。

北前船のことについては、今のところ協約の中には入っていないということでございます。



○山本委員長 質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これより議案第49号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第49号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第51号の審査 \*\*\*\*\*

議案第51号デジタル同報系防災行政無線整備工事の請負契約の変更についてを審査いたします。

議案第51号についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

○尾川委員 これも質疑だったか、何度か出たけど、結局予定よりも少ないというのはどういうふうに、必ずつけてくれということ、そういうアプローチの方法は考えられてないのか。

○青木危機管理課長 必ずつけてということも直接話を言われたらつけておいたほうがよく聞けていいですよという説明もさせてもらっていますし、まだこれから見込額と書いていると思いますけども、あと学校とか、そういつて置いていつてもらおうとか、あと要配慮者施設とかにもどんどんアプローチしていつて置いてもらおうと思っていますので、まだまだ必要、これぐらいあると見込んでの数ですので、まだこれからどんどんアプローチしていきたいと思っています。

○尾川委員 議案とは違うけど、苦情ばかり来る。何を言うてきたかというのが、内容がだんだん拡大してきてもうやかましいという人もおるわけです。ありがたいという人もいると思うけど。その辺の放送というか、お知らせの範囲をきちっと明確にしてもらって、力ある者が言うたからというて放送するのではなく、原則は防災だろうと、こう言うわけで、防災の少し延長線というか、拡大解釈してきているのかもしれないけど、もう早速言うてくるわけ。何々言うてくるんならと、こういうようなことで。そしたらまた、もう切るようになると思う。肝腎のときに連絡がいかないということになると思う。議案の審査ではないけど、その辺の運用、どういう範囲でどの辺までというのを明確に。そういうことはや言うてきよるから、そしたら元を切られたらもう本当に何のためにつけたのか分からないようになるから。どういう範囲がいざのときかを明確にしてもらいたいと思うというのが意見ですけど。

○青木危機管理課長 当然、防災行政無線ですので、防災が中心になるとは思いますけども、それでも一定時期しか使わないのももったいないというか、行政からのお知らせも流させていただいているわけですけども、何でもかんでもというのはさすがにこちらでも一応伺いが来ますので、それは精査していきたいと思っています。

○尾川委員 はやそういう苦情を言うてくるから、明確にきちっとこういう範囲だと。みんなが納得するか別にして、ちゃんと決めて運用してもらわないといざのときの本当の安全確保とか、

そういう問題のときに有効に作動しないということにならないかと思うので、運用について慎重にやってほしいという意見です。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第51号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第51号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第52号の審査 \*\*\*\*\*

次に、議案第52号財産の取得についてを審査を行います。

議案第52号についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

○石原委員 予算提案時に議論があったかも分からないけど、ここで取得される5台について、市内のどちらへ配備、更新される車両でしたか。

○青木危機管理課長 5台の内訳ですけれども、西鶴山分団に1台、片上分団に3台、蕃山分団に1台となっております。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終了いたします。

これより議案第52号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第52号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第58号の審査 \*\*\*\*\*

議案第58号財産の取得についてを審査いたします。

議案第58号についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

○石原委員 取得金額が出ておりますけれども、そもそもの予算は幾ら計上されておりましたか。

○岸本契約管財課長 当初に見込んでおりましたのは、1億1,300万円で予算をしておりました。

○石原委員 理由のところにございますけれども、伊部地内公園整備のため取得するものであるということで、たしか先行取得の御提案時も文教地区に子供広場ということでの先行取得であり

ましたけれども、ここで公園整備となっていますが、これはあくまで先行取得ですけれども、当初の取得提案時の予算計上時の目的と全くもって合致した取得の理由ということによろしいでしょうか。

○岸本契約管財課長 広場、公園という位置づけで同じということであります。

○石原委員 午前中の土地取得事業の補正予算のところでありましたけれども、繰越明許費が出ておりましたが、ここも含めて3か所でしたか。用地取得のための登記等で十分な期間の確保を要するためというのがあったけど、まさしくその中の一つがこの土地で、そういう事情があるということですか。

○岸本契約管財課長 先ほど、議案第18号でありました繰越明許の中にこの分も含まれております。

○石原委員 先ほど公園整備のところを確認させていただいたけれども、併せてたしか提案時に4ページに図面もございますけれども、向かって下側の道路沿いの細長いところ、ここはたしか道路拡張整備に係る用地ということがあったけど、ここについては当初の目的として取得をする部分も含まれるということですか。

○岸本契約管財課長 この細い部分については、当初に組んでおりました。今回登記の部分で抵当権がこの分はまだ残っておるので、これを解消するのに時間がかかっております。相手方との協議の上で今回はここを除くその他の部分についてを購入ということでは話ままとまっております。今後、抵当が解消されれば購入をしていこうと考えております。

○石原委員 このたびはこの部分は除くと言われたけれども、この図面で今回は除かれる部分というのはどうなるのか、境目は。

○岸本契約管財課長 一番南側の細いところだけ道から外れている、地番で言いますと1937の1と1937の3になります。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第58号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第58号の審査を終わります。

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後1時58分 再開

○山本委員長 総務産業委員会を再開いたします。

\*\*\*\*\* 報告事項（総務部・総合支所部） \*\*\*\*\*

総務部、総合支所部関係の所管事務調査、報告事項を行います。

**○行正デジタル推進課長** デジタル推進課から報告させていただきます。

現在、国に申請しておりますデジタル田園都市国家構想交付金（マイナンバーカード利用横展開事例創出型）の申請案件について説明させていただきます。

本市では、先月上旬にデジタル田園都市国家構想交付金のデジタル実装タイプのうちマイナンバーカード利用横展開事例創出型を申請いたしました。

お手元にお配りしております資料は、その事業概要となります。

これはマイナンバーカード申請率が本年1月末時点で70%以上、かつ全住民への交付を目標として掲げていることが申請要件で、補助率は10分の10となっております。

事業内容としましては、主に次の4つの事業を実施し、いずれもマイナンバーカードを活用するものとなります。

1点目としまして、来庁された方が申請書に記入することなく住民票や各種税証明の発行などの手続が完了する、いわゆる書かない窓口で、窓口のタブレット端末でマイナンバーカードを読み取ることで氏名や住所等の必要情報が入力され、職員が要件を聞き取ることにより手続の手間を削減するものです。あわせて、これまで市役所の窓口で行っていた各種証明発行や補助金の申請などの手続がスマートフォンででき、自宅や外出先など空いた時間で簡単に申請ができる、いわゆる来なくてもいい窓口も実施する予定としております。

2点目としまして、既に導入されております電子地域通貨を健康ポイント、ボランティアポイントなどにも活用を拡大していく予定としております。

3点目としまして、マイナンバーカードで認証し、市営バス等に乗車できる仕組みを導入し、利便性の向上を図るものです。

4点目としまして、マイナンバーカードで図書の貸出しをはじめとした様々なサービスが利用できるよう、利便性の向上を図るものです。

なお、交付決定は令和5年4月の予定で、採択されれば補正予算を上程させていただくこととしておりますので、その際にはよろしく願いいたします。

**○山本委員長** 報告事項に関する質疑をお受けいたします。

質疑のある方の発言を許可いたします。

**○石原委員** 実施主体の備前市スマートシティー協議会はどういった協議会でしたか。

**○行正デジタル推進課長** 備前市の各所属と、あと産官学の事業者を主体としました協議会となっております。

**○石原委員** 事業規模が1億6,791万9,000円で、10分の10を見込まれて、主の中で4種類のスマート化を目指すというところでしょうけれども、それぞれ事業費のうちスマート窓口にどれぐらい予算が必要、スマート給付にどれぐらいとかという配分なんか出てくるものですか。

**○行正デジタル推進課長** 現在想定しておりますのが、スマート窓口、書かない窓口とか、来な

くてもいい窓口で6, 700万円程度、スマート給付で1, 150万円程度、スマート交通で5, 800万円程度、スマート図書館で1, 400万円程度を想定しております。

**○石原委員** 今の段階ですので、あらかたでしょうけど、一番上の事業費よりは今のところ、さっき言われたのを合わせたら少し金額が抑えられると思いますけれども、この事業費が認められれば範囲内でどこかへもう少し予算をかけてやっていくということで、あくまで現時点での想定ということでよろしいですか。

**○行正デジタル推進課長** 大きくは先ほどのスマート窓口、スマート給付、スマート交通、スマート図書館の4つですけれども、それ以外に実際にソフトを利用するための講習会といったものも考えております。そちらのほうが2, 000万円程度考えております。

**○松本委員** 皆が使えば便利というのは分からないことはないですけど、一つの例で図書館利用する場合、このカードがないと行けないわけですか。

**○行正デジタル推進課長** 現在、図書館では貸出用のカードを作成して扱っております。これがマイナンバーカードだけでも借りられるようになるというものですので、併用ができるというものです。

**○松本委員** 別にカードはなくても今までどおりいろいろできるということですね。

**○行正デジタル推進課長** そのとおりです。

**○松本委員** 仮に人口の1割が持たないと。その1割のために、ある人は90%は自動的にいく、10%については今までどおりいく、そういうことに対する経費というたらおかしいですけど、そういうことは別に矛盾がないということですか。

どういう形でやろうが別に市民にとっても事務作業にとっても大した問題はないということまで理解していいですか。

**○行正デジタル推進課長** 利用に当たっての利便性というか、難しいとか、そういったことでしょうか。利用するのが難しいということでしょうか。

**○松本委員** そういう意味じゃなしに今までどおりもできる、それからマイカードでもできる、サービスを受ける側にとっても、実務を含めて市役所の職員だと思うけど、双方にとって別にごうということはないということですね。そう理解していいですか。

**○行正デジタル推進課長** 今までは図書館カードを持ってくる必要がありましたけども、マイナンバーカード一つでいろんなサービスができるというところでより便利になるという御理解いただければと思っております。

**○松本委員** 意味は分かるけど、私が言っているのは例えば1割の方がマイナンバーカードを取らないと、マイナンバーカードに対していろんなクエスチョンマークがあると、疑いがある、不信がある、いろんなことを懸念されている方がおられるわけです。だから、そういう方にとっては今までどおりすればいい、図書なら今までの図書カードでいけばいい。

よく言われることはこれからこういうふうにもつけというたらおかしいですけど、こういうふうにも1個ずつもつけしていく予定でしょ。デジタル田園都市構想ですか。これはもうこれか

ら政府は進めていこうとしているから備前市としてもそれにのっとった形で順応していくと。逐次国の方針に沿っていくということですよ。そう理解していいですか。

**○行正デジタル推進課長** 市民カードとしてマイナンバーカードをいろんな場面で使えるようにと考えております。今後、マイナンバーカード一つあればいろんなサービスが享受できるというところで利便性を向上していけるのかと考えております。

**○松本委員** 市の方針がそういう方向でいくというのはそれはそれで仕方ないというたら仕方ないけど、今取っていない人たちはそれなりに疑問を持っているわけです。その説明も不十分で疑問が残っているわけですね。政府は今度手始めに保険証でいろいろやっていくと言っているけど、実際保険証をマイナンバーだけでいくということに対してまだ病院、医療を施す側の人たちにとって今反対運動が起きています。例えば往診に行くときにポータブルの機器を持っていかないといけないのかとか、いろんなことで反対、反対といいますが、実際面倒くさいし、苦情が出ています。要は、そういう形でこれからマイナンバーカード取得のみでやっていく場合にいろんな問題点、課題がいっぱいあるわけですよ。そういうことも含めて、あなた自身はそういう理解をした上でデジタル化を進めようとしているわけですか。このマイナンバーカードをいろんなところへ使っていくということです。質問が悪かったですけど、当面はこれでいくということですね。

**○行正デジタル推進課長** これではかせていただければと思っております。

**○尾川委員** 今の説明を聞いたけど、例えばこれは備前市の話ですけど、国としたら免許証とか保険証とか、事業費の範囲内で具体的な事業と体像を示してほしいというのと、それから事業の計画期間というか、いつ頃までを目標にしているとかという話があったかどうか聞き漏らしたけど、そういったことについて説明願いたい。

**○行正デジタル推進課長** 今回のデジタル田園交付金に申請している案件については、令和5年度中の実施を予定しておりますけども、今後ほかの市民カード化によっていろんなことができるようになって、今後検討していくところと考えております。

**○尾川委員** 何が言いたいのかというたら備前市のしていることはこれと限定するのはいいけど、市民にとっては国の話も備前市を通して免許証をせえとか、健康保険証をせえとかという動きが出てくると思う。何年先にはするということ、いろんな事情があって遅れる場合があるかも分からないけど、そういう全体像を示してこれは国がやることですよとか、これは備前市がすることですよとか分かりやすく、今マイナンバーカードについては皆神経質になっているから。その辺を詳しく説明してもらいたい。もう一つは今市営バスの乗車で5,800万円。何に使うのかを、乗車のときにそういう受け口というか、そういうものに金を使うのか、それともバス本体に金を使うのかということをもう少し詳しく説明してほしい。

それから、図書館にしても中央図書館と、あるいは日生、吉永にしても学校との連携というのとはできていないわけですよ。全然シャットダウンになっているわけ。今度、新しく図書館ができるからそういう問題は解消してくれるだろうですけど、こういうときにのって事業費が100分

の100とこういう金額が出ているけど、そういうものももっと組み込んで、せっかくデジタル田園都市、そういう銘を打ってやりよるわけだからもっと幅広いというか、もっと身近なところで本当に必要なところにしてほしいというのがあるわけですよ。

例えば、住民票の交付というて、ペーパーは要らないのかというのがもう一番疑問ですよ、提出せえというたときに。なるほどつくってくれというてそのペーパーはどういうふうにもらうのかとか、市役所へ出てこいとかということになったときに何のメリットがあるのかということになってくるから、その辺をよく詰めてきちっと説明できるような形にデジタル田園都市構想というものを説明してほしいけど、その辺について御意見があったらお願いしたい。

**○行正デジタル推進課長** 先ほどのマイナンバーカードの利用で国がやるところと市がやるところと、その区分けですけど、先ほどおっしゃられましたマイナ保険証であったり、免許証であったり、その辺は国で動いております。

今回、備前市がしようとしているのはマイナンバーカードを市民カード化する取組というところで、まずは今回申請させてもらっている4つを取り組んでいこうと考えております。今後、広がっていくというあたりも検討していく必要はあるのとは考えております。

バスの費用の5,800万円の中身ですけども、まずマイナンバーカードを利用して、まだ仕様が十分固まってないですけども、今想定ではマイナンバーカードからQRコードを発行して、それをバスにあるQRコードのリーダー、読み取るものがあるので、それをそこにかざすと運賃の支払いとかができるといったものになります。

それから、学校図書館との連携は今後検討していく課題と考えております。

**○尾川委員** 総合的にその10分の10でまだ補助が何ぼ出る、上限があるか知らないけど、そういう残ったものを広げていってこの機会に措置していけばいいという感じがする。

健康保険証にしてもどうせ市が窓口になって市民のところへ来ると思う、ルートは違うても。市もどうせ国から、直接国がするわけではない、市を通してやると思う、国民健康保険もあるわけだし。そうしたときに、市民に皆これだけじゃなしにいろんなことが全部来て、市民のほうへ直接ダイレクトに来るわけだから、混乱しないようにできるだけ分かりやすく誤解のないようにやらないと、だからこんなものは受けないとか。要するに混乱する可能性、誤解が誤解を生むということにつながるかその辺をよく市のペースと国のペースと調整しながら、受けるほうは市民一人一人だからその辺をよく整理して誘導していくというか、きちっと混乱しないようにしてもらいたいという感じがする、今の話を聞いてみて。決してこういうことをほっとくというふうに説明した覚えはないと思うけど、こっちはどうしても国の施策と市の施策とがどういうふうにもうまいこと調整して両方がきちっとできるかということを考えてほしいというのが願いで、混乱だけあって、誤解が誤解を生むんじゃないかねえかなあという感じがする。

**○松本委員** 私、さっき問いたかったのは、あまり詳しくこのことをここで話をしても仕方ないと思いながら言葉を渋ったけど、今このデジタル田園都市構想、内閣府ですか。こういうものとか、今インターネットでいろいろ出ています。これなんか読んでももし漏えいがあったときに誰

が責任を持つとか、いろんな問題点が今あるわけですよ。政府はそれをこれから具体的に国民に納得できるようにいろいろ話をしていかないといけないわけですよ。諮問機関でもいろいろ議論があるわけですよ。いろんな不信を持っている方、また疑問点に対して政府や市も含めて答えているのかというたらまだまだ疑問を持っている方というのはおるわけですよ。

それで、私さっき1割と言ったけど、だんだん普及率が増えてくれば残った人はこれで大丈夫なのかという本当の意味での疑問を持っている方が残っていると思う。そういう人たちのことも考えることが一つ。

それから、運用に当たって今尾川委員が言ったようにどれだけ市民に徹底していくかという、これ大きな課題があるわけですよ。そういうことについても大変な仕事になると思う、みんなに納得させようと思ったら。そういうことを含めて例は悪いですけど、政府が今2万円ポイントを付与していますが、これ2兆円ですかね、もうそれぐらいの予算をつぎ込んで申請を促進しているわけですけど、市民に徹底する上でおいてもいろんな予算を伴うわけですよ。だから、それに対して実際そういうことに使う予算と、マイナンバーカードを取って交付金がいつ幾ら下りてくるか分かりませんが、そういうことも本当に今考えているのかなという疑問も残るわけです。だから、市の幹部の方々は確かにもう市長の方針が決まったらそれに従わざるを得ないというところがあると思うけど、私の望みとしては、希望としてはマイナンバーカードが今どこまでどういう問題を持っているのかとか含めて市の人たち、もう幹部の人たちが十分意思統一してほしいと思う。何が問題なのか、これからやっていく上でどういう課題があるのか、今政府が話をしているのはどういうことなのかとか、そういうことを見ながらこれを進めていってほしいと思う。

だから、これをやることに対して、もうそれは大多数の人がそう思っているのは別に文句言うてもしょうがないし、ただ今デジタル田園都市構想がどこまでいって何に矛盾があるのかということをやぜひ皆さん方に理解してほしいと思う。取らない人はそういうことに対する不信感があるわけですよ。

もう一つだけ言いますと、先進国で何でこれが普及しなかったのか、それから一昔前に住民基本台帳が頓挫したのか、そういう歴史も含めて考えてほしいと思う。先進国においてなぜこれが普及しなかったのか。例えばイギリスはやって1年後にはもうやめた、ドイツはプライバシーの問題とか、ヨーロッパの国々含めてそれなりに疑問を持っているわけですよ。

それと、アメリカはマイナンバーをめぐる訴訟が幾らでも起きています。そういう現実に対して今日本政府の一番悪いところは責任を取ろうとしないわけですよ。そういうことが起きたときに誰が責任を持つかということについて態度表明していないわけですよ。これは個人が悪い、そういうわけには済まないわけです、国の制度ですから。そういうことを含めてお願いですけど、皆さん方そういうことをしっかり把握しながら対応してほしいと思う。決まったことはしょうがないと思うて諦めますけど。

以上、演説調になりましたけど、注文だけときます。

○山本委員長 質疑はもうよろしいですか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに報告事項は。

○木和田税務課長 税務課から令和5年度の国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得基準の引上げについて報告をさせていただきます。

令和5年度の税制改正大綱におきまして、市民の皆様に影響してくる点についてなんですけれども、国保税の賦課限度額及び軽減判定所得基準の引上げが決定されております。

まず、賦課限度額につきましてはこれまでの102万円から104万円に改める内容となっております。引上げの目的は、高所得層の負担上限を引き上げることで中所得層の負担を和らげようとするものです。

次に、軽減判定所得基準につきましては、消費者物価の伸びを踏まえまして、軽減対象が縮小しないよう基準を上げるものであります。

今後の流れですが、大綱に基づく改正がなされる場合、例年地方税法施行令の一部を改正する法令が3月末に公布され、4月1日から施行されます。市の条例改正につきましては、政令の公布が3月末となる関係から本議会での報告はできませんので、3月末日付で専決処分を行いたいと考えております。そして、次の議会、翌月議会になろうかと思っておりますけれども、そこで報告をさせていただきます、その承認を求める予定としております。

なお、国民健康保険事業を所管しているのは保健課でありますので、昨日の厚生文教委員会におきましても保健課のほうから同様の報告をさせていただいているところです。

○山本委員長 報告に対する質疑がございましたら発言を許可いたします。

○尾川委員 高所得者に負担増とか2割とか3割とかという問題がいろいろ新聞沙汰になって実際そうってきているけど、本体の保険税の金額はどういう状況になっているのかを教えてください。

○木和田税務課長 この改正に基づく変更であれば、先ほど2つの改正ポイントで限度額が引き上がる、要は高所得の方の上限が引き上がることによる変更では約100万円程度の国保税の増になってくる見込みであります。逆に、軽減判定の基準を引き上げる、つまり所得の幾らかもう少し高い額の方でも軽減が効くようになる、中間の方について改正が行われた際には約870万円程度の保険税の減になる。トータルでマイナスの影響に傾くと見込んでおります。

○山本委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、質疑を終了します。

ほかに報告事項はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、総務部、総合支所部関係の報告事項を終わります。

\*\*\*\*\* 所管事務調査（総務部・総合支所部） \*\*\*\*\*

総務部、総合支所部関係の所管事務調査に移りたいと思います。

○尾川委員 財政課長にお聞きしたい。所信表明で市長は人口減少の問題を取り上げたけど、財政課長とすれば具体的に言うたら水道代にしても、下水道にしても、もうこの先というのは見えてきているけど、それ以外にもいろいろあると思うけど、要するに人口減少に伴う財政関係の考え方というか、その辺について私見でいいけど尋ねたい。

　　どういふふうに組み立てて今回予算組みされたのか、あんたは市長じゃないから何もかも答えられないけど、せっかくの機会だから所見を教えてもらえたらと思う。

○榮財政課長 私の私見が入るかもしれないですけども、もしそうであればお断りを先にさせていただきます。

　　人口減少がどんどん進んで、本市だけではなく全国で進んでいる中で、この先税収の見込みもなかなか大きな改善は見込めないでしょう。それから、おおよその交付税、特に普通交付税については人口が一つの単位、それに応じての配分が大きいところがございますので、人口が減れば当然交付税も目減りしてくるというところで、両方の歳入、大きな柱がどんどん削られていくという想定をすると、これから先かなり厳しい財政運営を強いられるのではないかと考えております。

　　そういう中で、今時点においては国のほうも昨年、その前ぐらいからですけども、コロナの影響はありながらも税収がかなり潤っているというところ、そしてそれを受けての市町村、都道府県への交付税も令和5年度が前年度に比べて1.7%増といったようなところで、そういうところを勘案しますと国のほうも地方に対して今のチャンスを逃さないようにやることをやりなさいということをおっしゃっておられます。

　　例えば子育て支援の充実とか、これは岸田総理の肝煎りでございますけれども、そういったところを6月末までに政府のほうは財源を含めて取りまとめをするというようなこともおっしゃっておりますし、地方に対してもこの機を税収も恐らく増えるだろう、交付税の予算も増やしていますからどうかそういった機会を捉まえて今までできていない部分、手厚くできなかった部分に力を入れるようにしてくださいと言われておりますので、実際それも今回の予算編成に参考にさせていただきながら、ソフト面、ハード面については先ほど土地の購入等審議をいただきましたけれども、そういったところで新しい人口の減少に合わせて将来に見合ったような、そういったまちづくりを本格的に進めていく必要がある、これは施設の更新等も併せてですけども、そういった将来の姿を見据えた上でのまちづくりを、令和5年度当初予算にも意識をして反映したつもりでございます。

○山本委員長 暫時休憩します。

午後2時39分 休憩

午後2時40分 再開

○山本委員長 再開します。

○松本委員 さっき地方に対して物すごく優遇な、今のうちにやりなさいとか、それ誰が言っているのか。

○**榮財政課長** 毎年国のほうが地方財政計画を立てます。その中に国の予算で地方は、次の年にこれくらいの税収が確保できるだろう、実際国としては国税を財源にこれくらいの交付税が地方に回すことができるだろうといったような国の予算ベース、予算と併せて地方へそういった配分をするための地方の計画を策定いたします。その説明会を総務省が開いて、その担当の方が地方の都道府県、市町村長のそういった幹部の方に向けてこういった取組をお願いしますといったことをお話しされる会議がございます。その中でのコメントでございます。

○**松本委員** 総務大臣と官僚の人たちの意思統一された見解でそういう発言をされるのか。

○**榮財政課長** 全国の市町村に向けて発信されるものですから、そういう省の思いといいますか、統一的な見解の中での発言と捉えております。

○**松本委員** それは来年度はというふうに言うんですか。これからという意味ですか。

○**榮財政課長** その計画を2月に総務省が発表したのは令和5年度の地方財政計画でございます。

○**松本委員** 私、一般質問でもしましたけど、今国はこの物価高、それから岸田首相が言っていますが、次元が異なるとか、少子化対策に30兆円ですか、それから防衛予算を5年間で43兆円ですか、その財源をどこから持ってくるかということがまだ言明されていないですけど、決して国の財政がそんなに豊かだと思わないですよ。これからどうするのか常に気になっています。そういう中で、よくそういう発言が出てくると。もう別にほかのことを、今懸案になっていることを削ってでも地方を重視していきたいと言っているなら別ですけど、僕はもうそういう発言が物すごく信用できないけど、どう感じますか。

○**榮財政課長** 今、私の手元に具体的な数字が載った地方財政計画の概要がございますので、数字のほうだけ若干かいつまんで申し上げますと、まず地方におきまして確保できるであろう地方税というのが前年度から4.0%増の42兆8,751億円という数字が出ております。それから、地方交付税につきましても前年度から1.7%増の18兆3,611億円という数字が出ております。地方全体の一般財源ベースの総額としては62兆1,635億円ということで、これについては前年度から1,500億円ということで0.2%増といったような数字、こういったものを基に総務省のほうからそういった会議を通じてこういった財源をうまく利用して地方で子育て、それから人への投資、そういったものやっってくださいという内容の通知が来ております。

○**松本委員** もう一回確認しますが、来年度はという意味でこういう数字を出してきたわけですね。分かりました。

○**山本委員長** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午後2時45分 休憩

午後2時55分 再開

○山本委員長 総務産業委員会を再開いたします。

\*\*\*\*\* 報告事項（市長公室・総合政策部外） \*\*\*\*\*

○梶藤総合政策部長 私のほうからおわびを申し上げさせていただきたいと思います。

備前緑陽高校サポート事業補助金において、マイナンバー取得の有無を支給要件としたことについて本会議での市長答弁により委員の皆様にお伝えすることになりました。委員会での報告がなされていなかったことについておわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

備前緑陽高校サポート事業につきましては、市内唯一の県立高校である備前緑陽高校の生徒数を確保することで周辺地域の活性化及び市内公共交通機関の利用促進並びに持続的に市内企業へ就職を希望する人材の確保を促進することをもって安定的な市の発展に資することを目的とするもので、昨年11月議会に提案し、議決していただいたものです。その際には4,300万円の予算で行うこと、学用品費等につきましては市内が20万円、市外が10万円の限度額で補助、定期代につきましては購入費用の2分の1で3万円の限度額で補助する旨を説明させていただきました。

なお、この段階では補助金額についてのみお話しさせていただいており、詳細については決定しておりませんでした。

令和5年2月議会の議案を提案させていただくに当たり、市の方針として国や県からの補助金等のない市独自の政策に伴う補助金、支給金等には基本的に世帯全員のマイナンバーカードの有無を支給要件とすることが決定されました。また、電子地域ポイントの導入が図られ、マイナンバーカード取得者への2,000ポイントの電子地域ポイントの付与も開始されています。

これらを踏まえて備前緑陽高校サポート事業補助金につきましても市の方針に基づきマイナンバーカードの取得の有無を支給要件とし、電子地域ポイントによる支給についても検討してまいりました。

マイナンバーカードの取得は義務化されているわけではありませんが、国がカードの普及を促進していることから、本市だけでなく他市町の方においても国全体での普及を促進する意味からも取得を要件とすることとし、市の方針として世帯全体の取得を支給要件と考えていることから、公平性を期すために市内、市外で申請要件に差が出ないように同一とすることといたしました。

補助金の支給方法についてですが、学用品費等は高校が指定する市外の業者のものを購入することに対する補助ということで電子地域ポイントでの支給はそぐわないと考え、口座振込により支給を考えております。また、定期代については電子地域ポイントによる支給を考えております。

繰り返しとなりますが、委員会での報告がなされていなかったことについておわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

○山本委員長 ほかに報告事項はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、所管事務調査に移りたいと思います。

市長公室、総合政策部ほか関係の所管事務調査を行います。

○石原委員 それこそ先ほど報告にございましたけれど、ここで取り上げさせていただいて、緑陽高校のサポート事業、先ほどおわびをされましたけれども、たしか一般質問の3日目ですか、中西議員のお尋ねに対して緑陽高校サポート事業についてもマイナンバーカード取得が条件になるかという問いに、市長はたしか当然ですというようなお答えをされた記憶があるが、3月3日にあって今日を迎えておるわけですがけれども、部長おわびをされましたけれども、僕も委員会でやり取り確認があったかどうか、そのサポート事業についてはもう12月頭の可決で一日も早い採決をとということでその時期に可決をされて、今年度の入学生に対しての事業ですから、さすがにそこはマイナンバーカード世帯全員の条件は、付加はないだろうという捉えでおったところへそういう御答弁だったので、おわびもおわびですけど、それ大丈夫なのかみたいな。入試のスタイルによっては2月ぐらいですか、違う枠でもう既に合格が決まっている子供さんも大勢おられまじょうし、その後今まさに一般入試の時期でしょうけれども、何かとにかく今のお話をお聞きしてもばたばたばたばたで、せっかくその思いを持ったサポート事業もまたマイナス要因発生しかねないようなことになるかなと危惧するわけですがけれども。

部長、先ほどの発言もございました。それから、3月3日の市長の条件付加につながる御答弁もございましたけれども、いつ時点で市の方針として備前緑陽サポート事業に対してマイナンバー取得が条件として加わることが決定づけられたのでしょうか。

○梶藤総合政策部長 何日の時点かというお話ですが、はっきり何日ということはないですが、先ほども申し上げましたが、市の方針としてこの2月の議会の議案を上程させていただくに当たって2月10日ぐらいですか、ある程度方針が決まったということを受けてのそれ以降のことで決まったということで御理解いただけたらと思います。

○石原委員 でも、さっき言われた国や県の補助金が絡むような補助事業ではなくて、市独自の財源で行うあらゆる補助事業については今後マイナンバーカードが、支援に対して条件になってくる方針のように言われたけれども、くれぐれももうお願いするしかないですがけれども、本当に提案の段階、それから事業の組立ての段階からよく精査をされてぜひとも御提案いただいて、時々ありますけれども、細かい中身についてはこれから制度設計整えていきますというような御提案も多々ありますけれども、今またこういうことで大きな注目を集めている事柄でもありますし、これも含めてより慎重に事業の組立てから予算編成から提案、また執行に至るところの姿勢をいま一度皆さん振り返っていただいて、よくお考えをいただきたい。これもうお願いします。よろしくお願いします。もう備前市のためによりしくお願いしたいと思います。

○尾川委員 今説明があったけど、1点目は運用について緑陽高校の学校へいろいろ手続上の問題について協力を得ないといけないと思う。その場合にそういった形の制約が後出しみたいな形になって、そんな話が通るのか、一般的に。常識の範囲内で。運用規則を全部出してもらわない

とこっちは審議ができないということになってくる。

学校の先生でも、学校は関係ない、備前市が出す問題だからどうということはないというのか、その辺をどう捉えられているわけ。

**○梶藤総合政策部長** 学校とお話をしたこと、私どもが説明した内容は基本的にはこの事業は備前市の事業ですと、緑陽高校の事業ではございませんということを御説明させていただきました。委員おっしゃられるように後出し的なものがあるじゃないかということも学校のほうも確かに言われて、今後いろんな考えがある中で御批判等も出てくるのではないかという話も受けております。その件については、市の事業ということで私どもの所属の者が電話については受けますということでお話をさせてもらっております。

週明けにはもう入学手続の資料配付があるということでもありますので、その際に申請の説明の資料をお配りさせていただきまして、3月27日には説明会があるということで、私どもの職員がお邪魔してこの事業についての説明と申請方法についての詳しい説明をさせていただくということで、学校側とは連絡を密にして手続等の進め方とか、丁寧な話をしていくかとかということを行っていきたいと思います。

一番懸念されているのが持っていない方ということになると思いますので、その辺については相談窓口ではないですけど、相談には必ず乗りますので、取れない事情とか問題等をお聞かせ願って、その辺は丁寧に聞きながら進めていきたいという話は先日学校側ともさせていただいております。

以上です。よろしく御理解をお願いします。

**○松本委員** 言葉尻を捉えるようですけど、学校側に話をしているけど、取らない人について学校の先生にどう説得するのか。説得する身になっても非常に苦しいと思います。それを市が努力しますとか何言おうが、学校の先生は大変です。そんな簡単な問題じゃない。僕はそう思いますけど、どうでしょうか。

**○梶藤総合政策部長** 委員おっしゃられるように学校側にこういう受付とか業務を任せたら大変だということは理解しておりますので、学校側とも相談して受付の窓口については市が行いますので、市の窓口において相談なりは受け付けるということで、学校側にそういうことがありましたら市に取り次いでくださいということでお話を進めておりますので、御理解いただけたらと思います。

**○松本委員** そう言われても理解できません。まず学校の先生にそういう話があつて、こういう話は難しいですから市のほうで何とかしてください。だけど、それを扱う学校の先生の気持ちというのは、一つの例ですけど、それは。

この間のマイナンバーカード云々の問題でも教頭先生も、学校の先生と話をしましたよ。だけど、そういうことを学校の先生は非常に気分的にもうじくじたる思いがあるわけですよ、教育上。それを学校の先生がどうのこうのと、処理するというか、もうそれは非常に酷な話ですよ。そういうことも上手に考えてほしいと思う。

○石原委員 先ほど、方針を、そういう条件を決定後、学校へお話をされたとのことですが、学校へはいつお話をされたのでしょうか。

○梶藤総合政策部長 お話は先週の金曜日させていただいて、実際詳しい内容についてお話しさせていただいたのは昨日でございます。

○石原委員 補助金ですからどういう交付要綱が整えられているのか、どういう規定になっているのか分かりませんが、そうやって支援の方針を打ち出して、市長が明言されて、先方にもお伝えをして、だけマイナンバーカードを考えるのであっても令和5年度末に対象のことになるわけじゃないですか、高校入試ですから、高校入学の方向けへの補助ですから。だから、最低限今年度は、今回ここはもう一遍よく考えられたほうが良いと思う。もう何が何でも一旦決めて急遽だけど、そういう方向へ行く、貫き通されるよりもろもろの状況を鑑みたくても時期、中身、そういうことを考えてもやるのであれば令和5年度からいくべきだというのは議員としても、委員としても、一市民としても大いに感じますけれども、もうどうしようもないですか。

○梶藤総合政策部長 令和5年度の実施からというお話を伺ったが、今の方針としては今回の申込みから条件としてお願いしたいということで進めてまいりたいと考えています。よろしく願います。

○松本委員 私いまだ分かりません。何でこういうふうな法律で決まっていなかったことを市が率先してしないといけないのかということ自体。交付金どうのこうは確かにあると思いますが、もうそこが私どう考えても。あなた方や市長がどうのこうの、悪いとは思いますが。もう全部国が悪いと思うけど、こんなやり方をすると。それよりもさっと交付金を増せばいいと私はそれを望むけど、そういうわけにいかないでしょうから、政府も。だけど、そこら辺は何ぼ考えてもこういう政策がまかり通ったらもう日本はおかしくなってしまうよ。手段は選ばない、もう。

以上、感想だけになりますけど、そういうことも含めて考えてほしいと思う。

○藪内委員 連日ニュース等で備前市の名前が出るようになりまして、本当にいろんな人がいろんな意見を持つのは自由でよろしいですが、備前市をよくしようとか、備前市のためと思えば一回立ち止まって、いろんな立場はありますが、立ち止まって、そしてもうすごいあちこちからまた備前市が出ていたなあというような意見を聞いて、すごいどンドンどンドン備前市のネガティブキャンペーンじゃないけど、これ本当備前市のためになるのかなあと。もうちょっとちゃんとしていかないと。

以前、ふるさと納税のことも電話が入るみたいなことを聞きましたけど、この間市長が言われたようにふるさと納税も大事なお金なので、それが増えるようにみんなで努力しないといけないのに、私も含めですけど、努力できていないと。もう色眼鏡で見たり、斜に構えてどうこうというのはいいけど、本当備前市のためになることをみんなでやっていきたいと思えます。本当一回立ち止まって慎重にやらないと危険だと思います。よろしく願います。

○山本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、所管事務調査を終わります。

以上で総務産業委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午後3時17分 閉会